

第四十一回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和三十七年九月二日(日曜日)

午後一時五十一分開会

委員の異動

九月二日

補欠選任

松村 秀逸君 谷口 慶吉君
松本治一郎君 吉田 法晴君

出席者は左の通り。

委員長

村山 道雄君

理事

石原幹市郎君

委員

大谷藤之助君

栗原 祐幸君

源田 実君

小柳 牧衛君

塩見 俊二君

谷口 慶吉君

野知 浩之君

林田 正治君

北村 暢君

横川 正市君

吉田 法晴君

鬼木 勝利君

田畑 金光君

小林 篤一君

国務大臣

重政 誠之君

農林大臣

山口 一夫君

政府委員

行政管理局長

農林政務次官 津島 文治君

農林政務次官 大谷 賛雄君

農林大臣官房長 林田悠紀夫君

農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省振興局長 齋藤 誠君

林野庁長官 吉村 清英君

水産庁長官 伊東 正義君

事務局側

常任委員 伊藤 清君

会専門員

自治省行政 岸 昌君

局行政課長

説明員

本日の會議に付した案件

○農林省設置法の一部を改正する法律

案(第四十回国会内閣提出、衆議院

送付)

○繼續審査要求に関する件

〔理事石原幹市郎君委員長席に着

く〕

○理事(石原幹市郎君) これより内閣

委員会を開会いたします。

村山委員長が衆議院内閣委員会に出

席のため、委託によりまして、私が委員

長の職務を行ないます。まず、委員の

異動について報告いたします。本日松

村秀逸君が辞任され、その補欠として

谷口慶吉君が委員に選任されました。

○理事(石原幹市郎君) 農林省設置法

の一部を改正する法律案を議題といた

します。

これより質疑を行ないますが、政

府側の出席者は、重政農林大臣、大谷

農林政務次官、林田官房長、庄野農地

局長、吉村林野庁長官、岡田文書課

長、久我統計調査部長が出席しており

ます。質疑のある方は、順次御発言を

願います。

○田畑金光君 私しろうとで、した

がって、質問が青葉に当たらぬかし

れませんけれども、ひとついろいろ教

えていただきたいと思ひますので、質

問をいたしますが、まず最初に、今回の

この設置法の改正法案については、農

業基本法との関係で提案するに至っ

た、こういうことを聞いておりまする

が、そうでありますでしょうか。

○国務大臣(重政誠之君) そのとおり

でございます。

○田畑金光君 農業基本法と設置法

と、どの部分がどのような関連を持っ

ておるのか、具体的に御説明をお願い

いたします。

○国務大臣(重政誠之君) 御承知のと

おり、農業基本法は、新農政への方

向づけであります。その中にはいろい

ろなことが規定をせられておるのであ

りますが、最も今回の農林省設置法と

大きな関係を持っております点を申し

上げますと、農業基本法では、生産の

選択の拡大ということが一つの重要な

点になっておるわけでありまして、今

回の設置法によりまして、将来成長部

門と考えられます園芸につきまして、

園芸局を本省に新たに設置することに

なっておりますわけでありまして、さらにま

た農業の構造改善ということが農業基

本法では非常に大きな一つの柱になってお

るわけでありますが、これを発行いた

しますために、本省におきましては農

政局でこれを取り扱ふことにはいた

す。御承知のように、農林省の部局は

多くは縦割りになっておりますわけであり

ます。新たに設置いたします園芸局、

それから畜産局、蚕糸局、農地局とい

うふうなものは、皆縦割りになってお

りますものを、総合的に農業経営とい

う観点から取り扱っていく、こういう

意味も持つ構造改善の事業を農政局で

扱う、こういう建前で、本省に農政局

を設ける。さらに、地方に地方農政局を

七カ所に設けることにいたしておるの

であります。これはただいま申し上げ

べました構造改善事業を、行いたして

参りますためには、どうしてもこの各

地域々々の実態を十分に把握をいたし

まして、これに即応した構造改善をい

たさなければならぬという建前から地

方農政局を設けておるのであります。

これが私は今回の設置法で一番大きな

農業基本法との関係をいたしている問

題である、こう考えております。

○田畑金光君 大臣も御承知のよう

に、臨時行政調査会というものも内閣

に置かれて、国の行政機構、行、財政

制度全般についての検討が進められて

おるわけでございますが、そういう大

きな機構全般の中でも農林省の機

構等について考えるということも、一

つの行き方としては常識的な行き方だ

であろうと、こう考えておりますけれ

ども、これを切り離して急がなければな

らなかつたという理由、これを急がな

ければ農業政策の運営の面において大

きな支障があるのかどうか、こういう

点について、いささか疑念を持つわけ

でございますが、臨時行政調査会とこ

の設置法との関係は、これは何も関連

することがないのかどうか、その点に

ついてお尋ねしたいと思つたわけでござ

います。

○国務大臣(重政誠之君) 行政管理局

とは十分な打ち合わせをいたしまし

て、行政管理局もこれに賛成をせられ

て提案をいたしたようなわけでありま

す。行政調査会は御承知のとおり、

来年の暮れ、もしくは再来年の初めに

その結論を得るということになってい

るようであります。ところが、昨年農業

基本法を制定されましたが、御承知の

ように、この農業基本法というのは新

農政への方向づけであります。それ自

体としては具体的な多くの規定を持っ

ておらないわけであります。この農業

基本法に準備をいたしまして、これに

即応いたしまして、あるいは法律制

度、あるいは財政上の裏づけをするこ

うことによつて、初めて新農政が具

体的に実現をいたして参るというわけ

であります。しかも、これは一日も早

く実行いたさなければならぬことは

申すまでもないことであります。そこ

で全般的この行政機構というものの

結論を得るに先立って、一日も早くこ

れをやらなければならぬ、こういうこ

とになりまして、行政管理局も同意し

て提案をいたしたのであります。先

日衆議院の内閣委員会におきまして

も、その点に触れて行政管理局から答弁があったのであります。大体行政管理局の現在の考え方では、地方の出先機関については、通産省もあり、あるいは運輸省もあるというふうな、各省ともそれぞれ持っておるわけでありませう。農林省のこの地方農林局が設置せられまして、行政管理局としてはこれを同様の扱いにいたして参る、こういう考え方であるから支障はないという見込みである、こういう御答弁があったわけなのであります。

○田畑金光君 お話のように、農業基本法案は三十八国会で成立をしてゐるわけですが、基本法そのものは、今後の農業政策のあり方の基本原則を確立したものとわれわれは見えております。この裏づけの法律案も、農協法の改正、農地法の一部改正も先国会で成立を見て、一応法律的な制度としては形はこれで整ったものと見るわけでございまして、不十分でありましても、さらに今大臣の御答弁を承りますと、今度の機構改革によって、さらに推進する体制がこれで確立される、それはそれなりに理解できましたが、すでに三十七年度の予算の中にも、農村構造改善予算というものが出されておるわけですね。また政府といたしましては十年計画を作られて、全国の三千の町村について構造改善事業を進められる、一つの町、村について一億一千万前後の資本を投下されて農村の近代化を進められる、こういうようなこと等をわれわれは承っておりますが、すでに三十七年度の予算も、先ほど申し上げたように、計上されておるわけですね。法律もまた関連法も不十分であっても成立を見てゐるわけですが、今この

機構の改革を見なければ、そういう構造改善の計画、あるいはその計画に基づく事業の実施ということが非常な支障があるのかどうか、この点について承っておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(重政誠之君) 御承知のとおり、日本は北海道から鹿児島まで実に細長い帯のような島であります。その地域、地方々々によりましてみんな経済条件も違ひ、また立地条件その他あらゆる点において異なつておるのであります。で、これを画一的に農政を実行するということは、これは実情に合わない。どうしても地域農政を實行しなければならぬということ、多年の皆さん方の御意見でもあるわけでありませう。そこで、今回構造改善という実に困難な大事業を始めるにあたりまして、東京の一個所で、もちろん地方の実情も十分調査をいたして、そうしてやるものであります。が、やもすればこれは地方の実情にそぐわないものができ上がるおそれが非常にあるわけでありませう。

そこで、どうしてもこれは各地域々々の実情を十分に調査もし、またそれを認識する、その上にそれを前提としてこの構造改善事業というような事業を行なつていくということがどうしても必要である、こう考へてこの地方農林局の設置というものを考えられた次第であります。

○田畑金光君 地域に応じて農業政策を進めていく、あるいはまた適地適産によって農業生産力の上昇と農業経営の近代化を進めていく、抽象的には理解できますが、構造改善というのはい体具体的に何をなさうとするのかわれわれはのみ込めないわけですが、かつ

て鳩山内閣の時代に、河野農相が新農村作りを唱えられてやつてこられた性格というものが、農村に有線放送ができたというのが唯一のおみやげであつたということを振り返つてみるならば、構造改善というものは一体何をねらい、どんなことをしていかうとするのか。なるほど地方農林局を作られて地域の実情に即した施策を進めていく、その限りは理解できますが、構造改善というのはい何をねらい、どんなことをやうていこうという目的なのか、それがわからぬので、まあそういうことが疑問であることが一つと、もう一つは、この機構改革をしなければならぬ仕事手がつかぬのかどうか。いや、機構改革はやらなくても、設置法の改正をやらなくても、仕事そのものは今日までも進んでおると私は考へるわけですが、三十七年度予算にも現に構造改善予算というのが出てゐるわけですから、特にこの機構改革をしなれば仕事にこういう支障があるとかという問題があるのか、それも合わせて先ほどお尋ねしたわけですが。

○国務大臣(重政誠之君) 構造改善事業というのはい、一口に申しますれば、農業の基盤の整備、確立であるわけでありませう。たとへて申しますれば、ある一つの村の実態から考へると、そこは成長部門に属する果樹園を拡張してそこで生産するのに適するとか、あるいはこの地帯は畜産がよいとか、この地帯は米作がよいとかいうようなことを、その所々の実情に即してこれを考へていく。さらにこの農業経営の経営規模の拡大の問題、あるいは工業との関連の問題というふうなもの、みなその地方々々によって異なつてお

ると私は思ふのであります。そういうものを十分に調整をいたすと申しますか、計画的にそういうものを計画を作つて立案をいたしまして、これを實行に移す目的は、申すまでもなく、この生産力の増大と、農家の所得の増大、これが目標であるわけでありませう。なお、こういうものを今でもやつておるではないか、こういうものを作らなければそれでできぬのかどうかという第二の御質問であります。これは現在現在にやつておるわけでありませう。こういうふうな地方農林局というふうなものを設置をいたし、あるいは園芸局というふうなものを設置をいたさなければ、現在以上に飛躍的に農業基本法に沿つた新農政は實行はむずかしいのではないかと、こういうふうな考へておる次第であります。

○田畑金光君 今お話しの中で、第一の適地適産主義を強力に推進されていくということも理解できるわけですが、まあ、今後の生活内容の変化とか、あるいは国民食生活の向上等を考へてみますならば、お話しのように、今後果実とか蔬菜、あるいはまた酪農製品、こういう面に食生活の重点がだんだん移つていくということも理論としては理解できますが、そのように適地適産主義を強力に推進していく裏づけの政府の農業政策、こういうものについて、われわれとしてはいろいろ疑問を持つわけですが。特に、今農家収入の五割以上が米収入である。こういうことで、たとえば毎年生産者米価というものは生産費所得補償方式による限り、あるいはまた毎年々々農業生産資

材が値上がりしていく姿を見るならば、これは上げなければならぬと思ふんです。また、農業所得の問題が、国民その他の所得との均衡で考慮するならば、当然農家所得の引き上げという点からも、生産者米価というものは毎年上げざるを得ないと、こう思ふんです。そこに今日の食糧制度の矛盾があろうと、出てきておると、こう思ふわけでありませう。そういう点を見たと、今農村どこへ行つてもわれわれが聞く話でございませうが、一番農家の手取りがいいのは米麦だ。したがって、米麦の生産というものがどうしても重点にならざるを得ぬ。そういう場合に、今お話しのように、果樹園芸とか、そういう面に生産の重点を移す、選択的拡大だ、こう言つても、なかなかその方向に向かつていけないというのが今日の農村の実情じゃないかと思ふんです。こういう問題等について、どうすれば具体的にあなたの方のお話のような選択的拡大という方向に進められるのか。この問題について、これは機構の改革の問題じゃないかと思ふんです。私はもつとそれ以前の本質的な問題にあると、こう考へておるわけですが、こういう点についてどういう今後方針をとっていかれようとするのか。それをお尋ねしたいと思ふわけですが。

○国務大臣(重政誠之君) 米が一番そろばんがいいから、なかなか果樹とか畜産のほうへは選択的拡大と言つてもそれは参らぬと、こういう御質問であると思ひますが、なるほど米は、今御指摘のとおり、農家収入の大宗であります。であります。米につきましましては、従来から歴代政府が一番大切な

ものとして重点施策を実行して今日に至っておりますから、御承知のように、これも一がいには申されないのでありますが、比較的米のほうが入入がよいと、こういうところもあるかと思つておりますが、米の追いつかぬようなところがたくさんあるわけなんです。しかも、御承知のとおり、ミカンなど、たんばの米を作るところにミカンを植えておるところはない。果樹は多くは畑の、畑作の転換が主力だろうと私は考えておるのであります。なかなか米を作るのを他に転換するということは、これは実際問題としては相当の困難性と申しますか、そういうものがあろうと私は思つておりますが、私は選別の拡大で一番ねらつておるのは、畑作の転換であると考えておるのであります。収入からいいますと、なかなか米作などというてい及ばない、柑橘の栽培には及ばないものがたくさんあるわけでありまして、一がいには御心配はないと思うのでございます。ただ、それならミカンを作れと言つてミカンをたくさんに作らして、ミカンが下がったかどうかという御懸念もあるかと思ひますが、それらの点は、価格安定の施策というものを同時に私は実行をいたしていききたい、こう考えておる次第であります。

○田畑金光君 私心配することは、今大臣があとであられたように、くだものが非常に引き合つたというのでそこに生産が集中してしまつたと、ともすればこつちがもうかるというところ、そこに生産が集中するわけです。あるいはまたこの品物の輸出が非常に金もうけになるといふと、輸出の過当競争

が出てくるのが今日のわが国の経済の事情です。そういう事情を考えたときに、養蚕が引き合つたというところ、非常にそこに集まる。くだものが非常に現金収入がよいということになりますと生産がだぶついてくる。こういうことが今までしばしば農林省の指導のもとで行なわれていたわけなんです。そこに流通の問題とか価格の問題をどうするとかという問題から常に離れて、生産そのものだけが一方的な農林省の指導によつて行なわれたところに、農林省の指導によつてやつてみたが、結果においては損をしたという事態がしばしば今まで繰り返されておるわけです。こういう問題等について、今後適地適産とか選別の拡大と言われても、なかなかついていかない大きな理由があらはせぬかと、こう私は見ておるわけです。

それからもう一つ。私はこの米麦の問題を取り上げてみますと、結局、今の食糧制度、食糧法の建前から言ふならば、生産費所得補償方式ということ、米麦価格というものが一番農家にとつては現金収入の源として魅力のある生産物である、こうなつてきますと、畑作振興と言われても、なかなかお話しのようにその畑作のほうに選別の拡大のほうに向かうということが困難じゃないかと、こう見ておりますが、私はやっぱりこの米麦の問題と畑作の問題は相互的にこれは考えていかなければ、あなたの方のお話しのようになかなか貫くわけに参らないという感じを持つていただいておりますが、この点についてもう一度大臣に見方、考え方等をお聞きしたいと思つたのです。

○国務大臣(重政誠之君) 早い話がで

すね、畑に稲を作つた、陸稲を作つておる者は、これはその地方の状態によりましては、あるいは果樹への転換は私ではできると思ふ。これは畑地灌溉等をやれば米を作るより、ほかのものを作つたほうがよからうと思ふものであります。いろいろ御心配になるようなことは私はないんじゃないかと思ふのであります。価格安定の施策をやるとか、あるいは土地の改良事業をやりますと、あるいは金融の道をつけるとかいふようなことによりまして、選別の拡大がどうも政策として進まないというところは私は考えておりません。これは現実の問題としては、麦を作るのを他の作物に転換をしていっているのは御承知のとおりであります。そういう点に私は心配いたさないものであります。要するに問題は、転換しやすきような制度を作つていく。すなわち価格安定の制度である。あるいは果樹、野菜について申しますれば、出荷の調整をどういふふうにしてやるとか、あるいは市場の取引の改善もやる、こういうことを実行して参りまするといふと、私は御心配のようない点はなく、相当に作物の転換は行われる可能性はある、こういうふうに見えております。

○田畑金光君 農業基本法案の審議の際に、政府、与党のほうでは、三町歩平均の百万世帯の農家を作る、こういうようなことをよく言われたわけなんです。その裏づけである農協法の改正とか農地法の改正も、現に先国会で成立を見ておるわけです。したがって、農業法人化の問題も、構造改善事業の一環として全国的に相当これは推進されておると、こう見ておるわけでございますが、この実績でございますか、こ

ういうようなものは現在どうなつておるのか。こういう面における構造改善事業というものが、要するに農家の適正規模、こういう問題等についてはどの程度全国的に政府の指導する方向に來ておるのか、ひとつそういうような点を教えてもらいたいと思ふんです。

○国務大臣(重政誠之君) これは、農業基本法を作つたら、すぐにみんな経営規模が三町歩になつたり、あるいは農業法人ができるというわけには参らないわけでありまして。現在平均の反別は一町歩前後、これを三町歩にするがよろしいと言つてみたところで、それは机の上での一つの理想といひます。目標を言つておるのであつて、これはなかなかの大事業だ。平均一町歩のものを一人三町歩の経営面積にするためには、あとの二人は一体どうするのだという問題になるわけです。でありますから、経営面積を拡大しようと思へば、おのずから摩擦なく経営面積が拡大するような方法を講じなければならぬと思ふのであります。それがすなわち構造改善の事業の計画であるわけでありまして。でありますから、私は農業基本法を昨年作つたから、すぐ三町歩になつたのがどれだけあるとか、あるいはそれがために農業法人がどれだけふえるという統計はおそらくないんじゃないかと思ふんです。これからのそれは問題である、こう考えております。

○田畑金光君 しかし、あの法律、基本法を提案された節の皆さんの政府の説明、あるいは今後の農業政策の向かう方向として適正規模の農家造成といふことを言われ、具体的な内容は何かと云うと、三町歩の農地を取得して、

そうして百万世帯の農家をだんだん作つていくんだといふようなことを言われたわけなんです。現にそういうことで法律も成立し、裏づけの法律もできてゐるわけ、法律を提案されたそもその当初からそういう目標を描かれて皆さん方は農業基本法といふものを作られたわけですから、あの法律も成立しておるのだし、すでに農業法人化といふものは、法律ができたから始まつたのではなくて、すでにそのような動きがあつたからあの法律もできておるわけなんです。だから、私のお尋ねしていることは、直ちにできるといふことはもちろん不可能なことでしょう。農林省としてはあの法律に基づいてそういう適正規模農家の育成についてどのような指導と、そして末端に対する行政を進めておられるのか、これをお尋ねしておるわけなんです。

○国務大臣(重政誠之君) それが構造改善事業なんです。そういうふうには、あれは一つの理想と申しますか、目標なんです。その目標に到達するための実行の方法としては構造改善事業を実施し、これを推進していききたい。そのためにはこの行政機構の改革をどうしてもやらなければならぬ、こういうふうに見えておるわけでありまして。

○田畑金光君 それは答弁にならぬと思ふんですがね。あの法律が単なる理想を描いておるなら、理想のための法律であるとするならば、無意味な立法措置であつたと言わざるを得ぬと思ふのです。やはり現実、そのような社会的的地盤——農村の社会化、法人化の方向に來ているので、そういう社会的な事実、即ちやはり農業基本法といふものができ、その農業基本法の中に

構造改善事業というものが取り上げられたと思うのです。だから、たとえば農政局というものができなくても、当然今までの振興局でございましたかの中などにおいて、そのような仕事も——あるいはこれは農林経済局で今までは取り扱ったのか、これは私は知りませんが、当然そのようなものが指導されて、進められてきたはずだと思ふのです。何もなかったわけですか。

あの法律ができてから、そのような農業基本法に基づく農業法人化の傾向というものはどうなっておるのか、私はそれをお尋ねしておるので、大臣でなくとも、関係局長からひとつ御説明願いたいと思ふのです。

○理事（石原幹市郎君） その後、政府側より齋藤振興局長、伊東水産庁長官が出席しております。

○政府委員（齋藤誠之君） ただいま構造改善事業のその後の進捗状況がどのようになつておるかという御質問でございますので、大臣にかかりまして私から答弁したいと思ひます。

お話しのとおり、事業計画といたしまして、現在各町村によりまして、基礎調査なりあるいは今後の基本計画について計画樹立を進め申さるるわけでございます。しかし、事業の実施ということにつきましては、すでに先生御承知のとおり、本年度から事業予算を組むというところに相なつておりますけれども、現在までのところは、まだ事業実施町村と、今年度予定しております二百町村につきましては、目下、事業計画について審査をいたしておる段階でございます。したがって、この審査をわれわれは大体十月ごろまでには了しまして、そうしてよいよ本格的な事業

実施の態勢に移つていくように指導して参りたい。そこでこれを事業といたしましては三カ年間にわたつて実施することになりますので、この実施段階におきましては、とうてい中央だけではなくては十分な指導ができないのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。事業の実施につきましては、現在までの段階では、まだ調査計画の段階にあるわけでございます。

○田畑金光君 ずいぶんおそい仕事ぶりだと思ふのですが、二百の町村についてまだ計画調査の段階だといふのですが、せっかく法律もでき、予算も取つてあるのですから、仕事する上においても、もっとひとつ農林大臣の先頭である河野さんと同じように、もっとスピードをかけて仕事を進められることを希望するわけですか。

それからもう一つ、私がこの際に農林大臣に特にお尋ねしておきたいわけですが、消費者米価値上げの問題ですね、これはお話しによると、値上げしなければならぬ条件があつて、据え置く条件はないと、こういうお話をなさつておられるのですが、これは間違ひのないお話しだと思ふのですが、そのように理解してよろしいですか。

○国務大臣（重政誠之君） 消費者米価の問題は影響するところが相当ございまして、これは農林大臣だけで定められる問題ではないのであります。内閣として十分また党のほうとも相談をいたしまして決定をする段取りになつております。私の心持はただいま申されまして、農林大臣の消費者米価を決定する態度というものは、これは食糧法第四条第二項に示されておる

とおり、消費者の家計の安定を旨として消費者米価をきめるといふことになつておるわけでありまして、家計の安定を、現在の消費者米価を据え置いておかなければ、害するかどうかということも問題であります。現在の米価は昭和三十三年にきめまして、それが五年間据え置きになつておる。そのかわりに家計費は三割三分五厘も膨張しておる。したがって、米代が家計に占める地位というものは年々低下しておる。三十二年当時は一割二分以上になつておつたものが、今日は一割程度になつておるといふ実情である。物価も五年間に一割以上も上がつておるというふうな諸般のいろいろな事情を考へまして、家計の安定を害しないようにするために、どうしても消費者米価を据え置かなければならぬかどうかということが問題であると思ふのであります。しかし、私自身としてもまだ最後の腹はきめておらない、目下検討をいたしておるような次第であります。

○田畑金光君 たいへん最後の結論になつてくるといふに、さうな御話でしたが、きょう国会も終わりますし、おそらく消費者米価も新米穀年度からは皆さん上げる腹組みだし、農林大臣の腹もさういふ腹組みのようにはつきりこれは見受けられるわけですね。正直に言われたほうがかえつて話を進める上、質問を進める上に都合がいいのでございまして、私はおそろく上げられと、こう見ておるので、その前提でお尋ねしますけれども、農林大臣の意向では、まあ今お話しのような理屈から消費者米価は据え置く理由はない、上げるべきだ、家計にたいした影響は

ないのだ、それはそれなりに承つておいてもいいと思ふのです。さらにあなたのお話を聞いておきますと、低所得層については社会保障ざりて考えるべきじゃないかという御議論、それもまあそれなりに承ることもできると思ふのです。ただ、私はこういう疑問がまだ消費者の立場から起こりしはしないかと思ふのです。それは、ことしもまた農林省の発表によると、戦後第二の豊作だと言われているわけですね。昭和四十五年度の一体国民の所得と、また国民の食生活の内容というのか、特に米麦に対する需給関係、こういうことを想定した所得増進計画を見ますと、もうすでに米麦の生産というものは、昭和四十五年に想定された大体生産量というものに相前後しておるのじゃないかと、こう思ふのです。それで一方においては食生活は、先ほどお話しのように、變つていくということになつていきますと、米麦の需給関係というものは、非常にこれは緩和されていくと思ふのです。むしろだぶつていくと思ふのです。これはやはり消費者の立場から見ると、生産がぐんぐん伸びてきて需給関係が緩和されて、むしろだぶつてきたということになれば、消費者の立場から見ると、ば、経済の原則に基づいて消費者米価が上がるというものは、これは納得できぬと思ふのです。そういう経済のルールから見ると、私は米がだぶつきかげんにある傾向にあるときに消費者米価を値上げするということは、経済の建前から見て、私は消費者の立場から言つて納得できぬという気持ち強いと思ふのです。この点はどのように解釈されるわけですか。

○国務大臣（重政誠之君） 米は決してだぶつておらぬのです。昨年の持越しより本年は減つております。これにはいろいろの理由があると思ふのであります。少くとも一つの大きな理由は、私は米の値段が安過ぎるんじゃないかと思ふのです。そういう関係で、今御指摘になりましたように、需給の関係が手放して安心だと言つても誤弊があります。米がだぶつておるような状態だと、こうお考えになることは、私は、私はちよつと、ひとつもうちよつと研究をいただかないと、そんな状態にはなつておらぬ。需給のバランスは合つております。これは往年のような米の足らないときよりはずいぶん改善をせられておるわけでありまして、これは確かに需給は緩和をせられておりますが、おっしゃるとおりだぶつていないのです。

それから、どうも米の足らないときは統制をやつて、そして今の御議論のように、自由にほうつておけばどこまで暴騰するやらわからぬものを、安定した価格で消費者に供給をしたわけですね。そして少し需給がよくなれば、今度はうんと下げてくれなければ消費者は承知せぬという考え方はちよつとこれはいただけないのであります。やはり生産者も賃金が上がると、あるいは物価が上がれば、米を作るほうだってやはり生産者は上がるのであります。これはしょうがない、やむを得ないこととあります。生産者米価が上がる。すなわち政府の買入れ値段は高くなつて、そして政府はいつもでもこれを消費者米価を据え置いて消費者に配給をしなければならぬという理由が

もしあるとすれば、家計の安定を害するということよりは、私は、私はないと思う。

○田畑金光君 農林大臣、まああなた私の話を誤解してお聞きになったようだが、私は消費者米価を上げてはならぬという立場で物を申したので、先ほどの議論を進めたわけでは、これは私も今の農村の所得構造を見たときに、お米については生産者所得補償方式をとるべきだ、しかし生産者米価についてはそういう基本的な立場をとって、消費者米価については、これはやはり社会保障の一環として、あくまでも据え置くべきだという前提で考えておるわけですね。しかも、米は私は今はだぶつておるということではないかも知れぬが、しかし、今後のさらに米作技術の進歩等から考えた場合に、あるいはまた今後の食生活の構造の変化を考えたときに、私は将来需給関係はもっと緩和されていくと見るわけですね。そういうことを前提として、消費者の立場というものは米価が上がるということは納得できぬと、こ

う思うのです。そういうことをかれこれ考へてみた場合に、あなたのこの間から言われておる消費者米価を据え置く理屈はないというその議論について、私は不満だと、こういうことを申し上げておるわけですから、ひとつそれはそれとしてお聞き取りおき願いた

口は減つておるが農家世帯は変わりがない、こういうことを言っておるわけですね。最近の農村の労働力の需給関係、あるいは農村人口の推移、あるいは農家世帯の推移、こういう点についてどのような傾向をたどつておるのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思つておる。

○政府委員(林田修二君) 農家の世帯につきましては、先生のおっしゃいますように、減つていないわけでは、毎年三〇〇〇人減つておりました。現在の三〇〇〇人減つておりました。今後の傾向も、この就業人口は、今までの傾向で行きましたら、毎年減つていくであろうというふうなことが見通されておるわけではございます。それで、今回農政局で農業労働の問題を取り扱

たいというところは、そういうふうな一方におきまして経済が発展して参りますにつれて、農業労働に及ぼす非常に大きな影響が出てくるわけではございます。それで、農業の経営を今後近代化していくという場合におきまして、農業労働が非常に大きな問題としてクローズ・アップされてくるわけではございまして、特に他の産業との関係、それから今後近代的な農業経営をやつていく場合の労働の需要の問題、あるいはまた労働の質の問題、非常に多々あるわけではございますが、そういう問題をとり上げて、ここで処理していきたいという考え方から、農業労働をやつていくことにしたわけではございます。

○田畑金光君 これは大臣に私承りたわけですが、所得倍増計画の一つの隘路というか、矛盾点というのは、労働力の問題に端的に出てきていると思つておる。これは御承知のように、農村以外においても、工業の面を見ますと、たとえば若年労働者が非常に不足して、たとえ技術労働者が非常に不足を見ておる。これに引きかえて、中高年層の就職が非常にむづかしい。失業になれば、こういう層の人たちはなかなか仕事がない、こういう問題が出ておるわけですね。わが国が今後工業化すればするほど、ますますこの矛盾は強くなると思つておる。技術革新が進めば進むほど、こういう問題が出てくると思つておる。やはりその工業化の一方の矛盾、あるいは池田内閣の所得倍増計画の一つの矛盾が、農村における今日のいわゆる労働力の質の問題の面に出てきていると思つておる。就業人口は、今お話しのように、毎年三〇〇〇人減つておる。ところが、農村の実際の労働力はどうかというところ、御承知のように、老人や婦人に労働力というものの重圧がかかつてきておる。こういう問題ですね。そういう問題について、今後農政局ができて、これをとり上げてやろうというわけでは、これをからこの問題に取り組んでいかれようとするのかというところで、私は、一つの国が工業化すれば、それに応じて農村の人口が減つていくのは、これはヨーロッパ先進諸国を見ても、これは歴史の教訓ですから、日本の農村の人口が相対的に減つていくのは、工業化の一つの所産としてやむを得ない現象だと思つても、肝心の農村の労働力の質の問題を見たときに、若い人方が農村からどんどん離れて都会に

集中しておる。都会に行つて、しからばその人方はほんとうに、完全な雇用に就いておるかというところ、多くは不完全就労だと私たちは見ておるわけですね。こういう問題を見たとき、農政局が今度農村労働をほんとうに取り組んで解決していこうとするその努力については大いに多量にいたしますが、どんなところからこの問題に取り組んでいくのか、私にはこの辺に對するひとつ農林大臣の見識を承つておきたい、こう思つておる。

○国務大臣(重政誠之君) 私は農村の人口が年々、従前は四十万減つておつた。今日は六十万ないしはそれ以上減つておる。農村の人口が減れば農村がまざるでさびれてしまふように御心配なさる方が相当に私はあると思つておる。これは私は実は心配しておらないのです。先ほど御指摘のありましたように、経営面積を平均一町歩から三町歩にふやすといへば、あとの二町歩相当の人口といふものは余るのだから、だから、これは私は心配しない。人口が減つたからそれがために総生産が減るかといへば、これは減らないのです。これは現に先般、一昨年であります。アメリカの例を見ましても、アイゼンハワーからケネディ大統領まで八年ある、その間に人口は二割減り、農場はたしか一割七、八分減りました。ところが、逆に農業生産の総生産は二割ふえておるといふアメリカの発表を見た。ほんとうに私は日本でもそう思う。これは経営技術の進歩、あるいは農業技術の進歩によつて私はそういうことになると思つておる。だから、人口が減るということについては、私は、私はさほど心配はいたしません。しかし御指摘のありました、その質が低下する、ことに青少年が農村にとどまる者が非常に少なくなつていく点については、大いに考えなければならぬと私は思つておる。であります。これが喜んで農業経営をするようにしむけるためには、これは何としても農業の収益をふやすことを考えなければいけません。それから第二には、やはり農業技術と申しますか、高度な技術の伝習をして、そして青年の農業に対する意欲を高揚をしなければならぬ、こう私は考えております。

○田畑金光君 私のお尋ねしているのは、あなたが最後に答へてくれた、若い人方が農村に魅力が持たせて農村に踏みとどまるような、そういう農村を作らなければならぬ。その一つは農業所得をどう引き上げるかという問題、もう一つは農業技術の向上と、高度の技術によつて若い人方が農村にとどまるように、それは賛成でござい

の答申を受け取っておりませんから、私はまだ詳細承知しておりません。まだ答申出て参りませんから。

○政府委員(林田悠紀夫君) この前新聞に出ておりましたことは、先生おっしゃるとおりであります。まだ農林省といたしましては、その答申を受け取っておりません。

○田畑金光君 いや、答申がまだ出ていないから皆さん答えられぬというのは、どうもふまじめであり、怠慢だと思ふのでありますが、八月三十一日、私は産経新聞でこれを読んだわけです。農繁期の労働力の不足対策をいろいろな点から検討して、九月の十四日の臨時総会で議決し、正式に重政農相に答申する、こういうことが出ていたわけです。これはあなた方が専門の分野を担当しながら読んでいないはずはないでしょうが、私の申したいことは、この内容を見れば、農繁期には公共事業の日雇い労働者、学生、工場労働者、自衛隊員、農家出身主婦を組織的に使う、これによって農業労働力の今の不足を補うということをおそらくおそれなく答申するでしょう。現に、私なんかの福島県でも、ここの田植えの時期においては、農村の人手不足でもって、知事が自衛隊に協力を求めたという話も聞いておるわけです。求めたかどうか、これは事実とも、かくとして、われわれは新聞で見ているわけですから、また、工場労働者が組合の自発的な農村に対する協力の意思表示をして、農村に行つて田植えを手伝つてゐるのも実際の姿です。だから、私はこの農業会議所の答申というものが、おそらくこのような内容で農林省に提出されると、こう考えておるのですが、

事ほどさうように農村の労働力は今日は大に深刻だと思ふのです。さきの農林大臣のような楽観的な姿じゃないのです。私もあなたと同じように、国が工業化すれば農村人口が減るということ、これはいかなる現実だと思ふのです。問題は、しめかに農村、農業というものは、いかに国が工業化されても、なおかつ国の産業の中において非常に重要な地位を占めて維持すべきだという前提だ。その維持するべき農村に要する農村労働力が婦人と老人にかつておるという姿は、いかにそういふ人的構造のもので高度の技術運営を言つても、農業生産力というものはおのづから停滞し、あるいは低下し、農村は繁栄しないと思ふのです。やっぱ農村の将来にわたる繁栄は、まじめな青年諸君が農村にほんとうに愛郷心を持って踏みとどまれるような環境を作ることが大事だと思ふので、そういうことをもつとまじめに農林大臣は考へていただきたい、こういうことを私は申し上げたわけです。農業会議所が自衛隊まで協力を要請するなんていう答申を出さうという、事ほどさういふ深刻な問題をかかえておるのだから、私はこういう問題についてもっと農林大臣としてはまじめに、というよりも真剣にもっと取り組む必要があると考へておりますが、あらためて御見解を承ておきたいと思ひます。

○國務大臣(重政誠之君) 農業労働力は、御承知のとおりで、これは季節的にピークがあるわけでありまして、そのピークに支障なしに人口がいつも農村におられたんでは、私は農家の経済、農村経済というものにはやていけないだらうと思ふのです。であります

から、ピークのとき足りないという現象はこれは昔からある。それが最近になって、今御指摘のように、ややその度が増してきたということでありまして、これに対処する方法は当然考へなければならぬ。今日までは、そういうことが方々に起こつて、これを何とかしてやつてきておりましたから、御承知のとおりで、農村から人口が減るけれども、農産物の総生産というものはちつとも減つておりません。変わらないう。このことを私は言つたのであります。そういう年々時々の労働力配分調整という問題につきましましては、これは当然善処いたさなければならぬことになる問題であるわけでありまして、私は農村労働力についての根本の私の考へ方を先ほど申し上げたにすぎないのであります。そのときどきの労働力調整等につきましましては、これは十分対処いたさなければならぬ、こう考へております。

○田畑金光君 その点は、もつと私は具体的な農林省の方針、政策なんというものができてゐるのであるのかと思つたんですが、案外何も持っていないものなんだと、つくづく感じたわけですが、こういう問題についてもっとわれわれにも納得できるようなものがほしいと思ふのです。私が農林省にこういう問題で質問したというのは国会で初めてですが、どうもその程度の答弁しかないのであると思ふ、いささかさびしい感じがするわけです。それから第九条を見ますと、これも相前後しますが、農政局の仕事の中で、「農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なふこと」、農業移民の問題だ

と思ふのです。これもやはり農業構造改善の一環としてこういう問題を取り上げられるのかと思ひます。あるいは国の大きな移民政策の一つとして、平和的な日本の一つの海外に対する発展だとも、こう考へますが、なるほど、ある時期——農村の人口が非常に過剰であり、日本の人口が過剰であり、労働力そのものが非常に豊富であり、あるいは余つていた時代においては、私はこの二十号のような仕事も一つの社会的な評価を持つていたと思うのであります。今日の情勢は相当私には変わつてきていささか、しろうとなりに、こういう見方を持つておるわけなんです。私は、最近の世界の動きを見ますと、植民地が、それぞれ後進地域が独立し植民地国家になつていく。そういう植民地国家が独立して広大な資源と広大な土地をかかえておる。資本が足りない。技術が足りない。そういうことを考へたとき、私は、やっぱり日本の優秀な技術と日本の資本をそういうような地域に投下して後進地域の開発を進めるといふことは、これは大いにやらねばならぬことだと思ひます。この二十号のような農業移民のような問題なら理解できますけれども、農村の労働力のほけ口とか、あるいは構造改善の一環として、従来のような觀念で農業者の海外移住を考へることは、いささか社会的な情勢も変わつてきていささか、さういふ点から、今度農政局ができませんと、農業者の海外移住の仕事も扱われるように書いてあります。この点はどんな仕事を扱うのか、何をやるというのか、こういう点をひとつ

御説明願ひたいと思ひます。○政府委員(齋藤誠君) ここに書いてあります事項は、現在振興局でやっております事項をそのまま農政局に引き継ぐという意味で書いたわけでございます。

今後の移住政策のあり方につきましては、ただいま先生からいろいろお話しがありまして、いろいろの問題を含んでおりまして、非常に農村労働力の過剰時代の場合における移住と、今日のような非常に労働力不足の場合における移住とは、おのづからやり方等において違ふ点があるところでございます。ただ、われわれといたしましては、農民の中で、やはりいつまでも自分自身は工業等には行かないで農業者として生活を続けていきたい、しかも内地においては十分な移住者としての生活が得ない、よりよい他の地域において農業をやりたいといふような希望を持っている人といふものが、やはり依然としてあるわけでございます。したがつて、そういうような、つまり農業者が海外に開拓地を求めて移住していききたいという人に対しては、これはやはり農林省といたしましては、現在農林省の方でありますから、そういう者についての送付等につきましましては、十分援助とお世話をして参りたい、こういうふうな考へ方でございまして、

○田畑金光君 これは農林大臣にお尋ねしたい問題ですが、ちよつと内容変わりますけれども、昨年の景気調整以降、一方は金融引き締め政策をとつて経済の行き過ぎを抑えてこられたわけ

です。農林省のほうには農林省の立場

で、いわゆる地方の工場誘致とか工業

用地の造成等に対して、農地の転用

に対して、非常にきびしい規制をとっ

ておられたわけですね。それはそれな

りの景気調整の過程における土地政策

としては理解できるわけですね。幸い国

際収支もこの二、三ヶ月米黒字の傾向

を示してきて、まあ年内には国際収支

が均衡する、こういうようなことも言

われ、これに伴って金融引き締め等に

ついては手かげんを加えたらどうかと

いう話もあるし、公定歩合を引き下げ

たらどうかという話もあるし、いろい

ろな意見があるわけですね。私はいつこ

ろそれをやるかどうかということは、

もつと経済情勢を見なければ、政府も

なかなか結論は出し得ないと思いま

す。この問題と関連があることは

われわれも承知ですが、多くの地

域において、たとえば低開墾地域の法

律に基づき、低開墾地域工業開発促進

法とか、あるいは新産業都市建設促進

法とか、いろいろな法律ができて、地

方の開発、工場の誘致等が行なわれ

るわけですね。そのとき一つの大きな

隘路となつてゐるのは、この農地の

転用が、農林大臣はきちんとこれを押

えて、なかなか土地の転用を認めて

くれぬ、こういう問題が現に出てお

るわけですね。これについて農林大臣

の考えをひとつ承けておきたいと、こ

う思ふのです。

同時に、これは農地局長の所管であ

ると思ふますが、現在どの程度全国

からこういう土地の転用の申請があ

つて、そしてこれについてはどのような

取り扱いになっておるのか、具体的な

件数等についても、この際ひとつ御説

明願しておきたいと思ふわけですね。

○国務大臣(重政誠之君) 御承知のと

おり、この問題は、昨年でありまし

たか、閣議で農地転用の許可について

の方針がきめられたわけでありまし

て、その方針に基づいて今日までや

つておりました。今まで絶対に許さ

ないというのではないのでありまして、

主として輸出促進に關係するよう

なにつましましては、時々これを許

して、これは経済が正常に復する、

金融の引き締め等の諸般の政策も漸

次緩和をするようになつてくるとい

うことになりまして、当然に、これ

はそういう意味での規制はやめて、

本来の転用の許可といふことに戻

すべきものであらう、こう考へて

おります。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地の

転用につきましては、御承知のと

おり、今農林大臣から御答弁があ

つたように、農地法によりますと、

五千人以上は農林大臣において、

五千人以下は都道府県知事におい

て、これを許可するわけでありまし

て、農地の転用、特に工場の設備

投資につきましては、景気調整の段

階において、金融引き締め等によ

つて、農地の転用を許可いたしま

しても、金融の点から工場がなか

なかなかな建ちにくいような情勢

にございまして、一方農地の転

用にございまして、無計画的に農

村に工場が乱立するようになりま

す。ただいま計画いたしましたお

り、農業計画の面から十分審査

するとともに、先ほど大臣からお

答へになつた閣議の方針に沿つて、

輸出促進、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

する、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

に資する、あるいは公共的な住宅

建設に資する、あるいは公共的な

住宅建設に資する、あるいは公共

的な住宅建設に資する、あるいは

公共的な住宅建設に資する、あ

るいは公共的な住宅建設に資す

る、あるいは公共的な住宅建設

ね、ベースを。これは要するに、林野関係の職員がその他の公社、現業職員に比べて給与が低いということを物語っているわけですが、どういうわけで林野関係の職員だけは他に比べて低いのか。なお、今日の程度その他の公社、現業職員に比べて給与ベースにおいて低いのか、これをひとつ御説明願いたい、こう思うわけですか。

○政府委員(吉村清英君) 昨年及び本年の公労委の裁定によりまして、他の現業、公社のベースアップに比較いたしますと、二割ずつ高い裁定が出ておるのでございます。この裁定は、御指摘のように、他の現業、公社のベースに比較いたしまして二割程度、より多く引き上げることが妥当であるという裁定だと存じておりますが、ただ現在の問題になりますと、林野庁といたしましては、ほかの公社、現業の給与状況を詳細に知ることが非常に困難でございます。したがって、現状におきましてどの程度低いか、高いかということについては、私どもとしてはここで答えをすることが困難でございます。

○田畑金光君 私、最後の長官の御答弁の中で、どの程度他の公社、現業に比べて低いかということとは答弁困難と言われましたが、現実には公労委が、昨年ものことも、仲裁裁定に際して、林野関係の職員に二割、より高く勧告しておるということ、現実には低い水準にあることをそれ自体よく表わしておると思うのです。そういう問題についてこそ、私は長官がこういう委員会の上で、国会の中で明確に、こういう賃金、手当の面において林野関係の職員はまだ低い条件にあるのだ、やはり

これを正すことが職員部を設けて労働条件を改善し、福利厚生をよりよくすることがねらいだ、このくらいははっきり準備をし答弁させることが、私はこの職員部を設けられる一番の目的でなければならぬと思うのです。そういう点において、今のような不十分な困難だということ、答弁ができてきぬということ、おそろく私は御承知の上で答弁されていなくとも思いますが、願わくは、職員部を設けられて、この職員部の今後の仕事というものが、管理体制の量的な拡大という、組合対策をねらいとするのじやなくして、もっと、国有林関係の仕事に携わっておる林野庁の方々が、安心して喜んで働けるような、そういう体制を作るような職員部であるように、十分ひとつ御考慮願っておきたい。このことを強く希望として申し上げておきます。

私の質問は、これでやめておきます。○北村暢君 私は内閣委員会は初めてやって参りましたので、勝手がわかりませんのでございしますが、しかも機構等の問題につきましてもしろうとでございしますので、ぶしつけな質問になるかもしれませんが、あらかじめ御了承いただきたくと思ひますが、まず、今度の機構改革案は、前回の改革案——試験研究機関を中心とする機構改革案に続きましての農林省としては相当思い切った大幅の機構改革だと思ひのであります。そこで、この大幅な機構改革案が提案されるにあたって、まず行政管理局にお伺ひいたしたいのであります。参っておりますか。

○理事(石原幹市郎君) 行政管理局はまだ参っておりますので、行政管理局

庁の質疑はあと回しにお願いできないでしょうか。政府委員室から問もなく参りますけれども……

○北村暢君 それじゃ行政管理局への質問はあと回しにいたしまして、まず大幅機構改正の理由であります。先ほど田畑委員からも質問が出ておりますように、農業基本法の第二十三条の関係からして新しい農政の体制に對処して機構改革をやる、こういうことのようにございしますが、農業基本法第二十三条の趣旨でございしますが、私は、この農業基本法の改正の際にも相当徹底した質問が行なわれたのでありますけれども、このような大幅の機構改革が行なわれなければならなかった理由は、私にはこの第二十三条の解釈からいたしますと出てこないのではないかと。特にこの地方農林局の問題については、農業基本法の審議の際においても、ほとんどこの点については触れられておらないのであります。したがって、まあ非常に意外な気持ちを抱いておるのであります。この間の説明をひとつしていただきたいと思ひわけです。

○國務大臣(重政誠之君) 御承知のとおり、行政組織というものは行政を執行いたします上において政府が便宜と考へ、そのほうがより多くの成果を上げることができると考へました場合には、これは行政機構の改革をいたしておるのが例であります。この第二十三条の解釈につきましては、また政府委員のほうから御答弁申し上げますが、私はこの第二十三条に規定があるかないにかかわらず、一農政はいけない、地域農政を遂行すべきであるというこ

から要望をせられ、私どもは鞭撻を受けておった点であります。しかも、新しい農政の方向が農業基本法で方向づけられ、そのためにやるべきことはいろいろございしますが、先ほども申しましたような重大な農業基本法の柱になつておりますような点を、各地域の実態に即して実行いたしますためには、どうしてもこういう地方農林局が必要である、これをやることによってさらにその効果を上げるものである、こういうふうな考えまして、こういう案を作成をいたしました次第であります。御了承を賜りたいと思ひます。

○理事(石原幹市郎君) 質疑の途中でありますが、委員の異動がありましたので、報告いたします。ただいま松本治一郎君が辞任され、補欠として吉田法晴君が選任されました。

○北村暢君 その地域農政をやるということについては、私も決して反対ではないんです。ところが、この基本法の第二十三条の補足説明の中にもありますように、「国及び地方公共団体の農業行政につきまして、その行政組織を新しい農政の方向に沿うるようにより整備するとともに、行政の運営につきましても改善に努めることとし、その趣旨を第二十三条において規定した」と、まあこういうふうに言っております。そして、「国及び地方公共団体は相協力する」と規定しているであります。そしてそれは「国と地方公共団体がそれぞれの任務に応じて必要な施策を講じ、両者一体となって目標を達成して

いくようにする」という趣旨である、こういうことなんです。したがって、地域農政をやっていくということも、私は反対もしなければ何もしませんけれども、その手段、方法として、今回新たにこの地方農林局というものを設ける、このことが、地方自治と相協力して一体の態勢でいくといった場合に、必ずしもこの地方農林局というものが必要なんだろうかどうか、こういう問題が一つ。そこでおっしゃるとおり行政が一番よくいく方法であれば機構の改革はやりたいんだ、まあそれは理屈はそのとおりです。しかしながら、私は今臨時行政調査会が検討を進めておる方向というものは、今大臣がおっしゃったように、行政のやりやすいように、機構がふくれようが何しようが、やっていっていいのだ、こういうむちゃなことはだれも考えていないと思ひます。したがって、まあ行政管理局に最初にお尋ねしたかったのですが、見えましたか。

○理事(石原幹市郎君) ただいま行政管理局より山口行政管理局長が出席しております。○北村暢君 まあそういうことですから、まず行管も見えたようですから、ちょっとお伺ひしたいと思ひますが、今度の臨時行政調査会が設けられまして、行政を調査すると、こういうことの中に、かつての行政審議会からの答申に基づいて臨時行政調査会は検討を進めておるようございしますが、その際に、「中央行政機関のあり方及び構造に関する問題」、こういう中で「行政組織全体の規模の縮小につとめ、必要あれば府省を統合すること」、「外局はつとめて内局にすること」、「行政

機関の内部組織を縮小すること。」「出先機関を整理統合すること。附属機関も所掌事務に従って分類・整理・統合すること。」「まあ、こういうことで、中央行政機関のあり方について一応の答申がなされ、それを議題として審議がなされますか、それを議題として審議がなされておる。それからまた「国の出先機関の合理化に関する問題」が取り上げられておりまして、これも「地方出先機関は」「所管ごとに統合し」、「二重行政の弊の除去、関連する行政の総合的効果を高めるため所管の異なる出先機関を統合し」、「存置する出先機関は権限を明確にして専決権を尊重すること。」、こういう答申案に基づいて臨時行政調査会は今検討を進めておるだろうと思つておる。したがって、むやみやたらにこれを縮小するということとは私は賛成はいたしませんけれども、方向としては、中央機関においても統合できるものはする、なるべく合理化をしていく、地方出先機関についてもそういうことが要求せられておる、この方向だけは私は明らかでないかと思つておる。したがって、この方向については、どのように行管ではこの臨時行政調査会のあり方というか、方針といひますか、審議の方針ですね、そういうものをどのように考えておられるか、まずお答えをいただきたいと思つておる。

○政府委員(山口一夫君) 臨時行政調査会におきましては、ただいま昭和三十九年三月の存続期間の終わりで目標にいたしまして、三つの部会に分けて、専門委員の方がそれぞれ答申の骨子について検討をしておられ、その骨子に基づいて臨時行政調査会

の委員の、最高のトップにおられます七人の委員の方がいろいろ指示を与えておられる段階でございます。臨時行政調査会とされましては、国民のための行政、これに必要な制度の改革並びに運営の改善方針を打ち出したという目標のもとに、もっと自由な立場において検討を続けられておるのであります。私も行政管理局といたしましては、その答申の出るのを待っております。特に政府から諮問をいたしました以外にございまして、いろいろ御注文を出してございまして、なお、現在非常な慎重な態度で方針をきめられつつある段階でございまして、特にお話しのございました中央行政機構あるいは地方の機構等につきましては、まだ基本方針がようやく議論をされておる、され始めた段階でございまして、この基本方針につきましても、仮設というふうな非常に慎重な用語を用いられて、大体こういう方針で基本的な考えをいきたいという線を今出さうとしておるのであります。したがって、現在まとめた内容でどういう方向が出てくるかということにつきましては、まだ調査会自体といたしましては、それを発表される段階になっていないと思つておる。ただし、全体の行き方といひましては、これまで数回の行政改革に関する審議会におきまして、またただいま御指摘のありまして、大体そういうことが議論された結果として今回の臨時行政調査会が発足したわけでございますが、当然調査会におきましても、ただいまのような線を十分に考慮に入れられまして、今度

の調査会としての基本原則を近く打ち出されることになっておる、かように考えております。そういう状況でございますので、今直ちにどういふ結論が出つたかといふことを、まだ申し上げることのできない状況でございまして、今後調査会の調査の進展に伴いまして、答申を受けました後におきましては、当然政府の責任において今後の改革に乗り出すわけでございまして、調査会の行き方を十分関心を持って私も見守つておる段階でございまして、

○北村暢君 もちろんまだ調査会は審議途中ですから、結論が出るわけでもないし、何もないのですが、しかし臨時行政調査会の設けられた趣旨は、これはもう国民一般が知つてるところなんでしょう。何となくやみやたらに機構をふくませていくという方向で進むというところは、これは常識的に考えられない。このことははっきりしているだろうと思つておる。そこで、農林省はそういう方向にあるのだから、この際この方針がきまつたものでは、年米の地方農林局、地域農政というものの考え方を實現するわけにとてもいかにぬというところで、農業基本法も制定せられたことであるから、この際ひとつふくらませただけふくらませておいて、そして切られるときは、わずかに現状維持ぐらいにとどまり得る、こういう深慮遠謀かどうか知りませんが、今度の機構改革は、局は一つふえる。地方農林局というものは出先を統合したもののじやなしに、機構自体としては相当地にふくらむ、こういう形にあることだけは明らかだろうと思つておる。したがって、この点が今大臣のおっしゃつておるように、行政の運営上最

もいふものについては改革していくんだ、そういう非常に勇ましい御意見のようでございまして、私はほんとうの意味において、大臣のおっしゃつておるように、地域行政がこれが生きていくなら、実はそういうこともいいかと思つておる。しかしながら、この案を見まして、決して地方農林局が、大臣の考えられておるような、地域行政に直ちに役立つような形にはなっていないのじやないか、こういう疑問を非常に持つております。これは後ほどごまかく質問したいと思つておるけれども、そういう意味から言つて、私はこれに非常に割り切れないものを持つておるのであります。まあ一応大臣がそういう答申でございまして、聞いておきますが、後ほどそれについては大臣に詳しく質問をいたすことにいたします。

そこで伺ひたいのは、行政のあり方としての地域農政をやつていく、このことは大いにわかるのです。しかしながら、従来の農林行政のあり方というものは、終戦後のあの食糧事情の悪いときに食糧増産政策というものが行政の中心であつた。それで国家の要請によって、いわば権力的な行政すらやつた。これは一般に言われておるところでございまして、農地解放等の施策もこれは行なわれたことも事実であります。これは行なわれたというところと批判をされておるところなんでしょう。したがって、この権力的な、国家目的の意味からする農民を押しつけるところの、農民押しつけ的な権力行政というものは、私は改めてあらわなければならぬ。これは当然のこと

で、地域農政という考え方は、私はあくまで農民本位、農家経営というものを本位に考えた、農林省が農民にサービスをするという精神のもとにいくところの行政のあり方、これだけなければならぬと思つておる。大臣が、大臣も同感だと思つておるが、お尋ねしていただきたい。

○国務大臣(重政誠之君) それはもう多くを申し上げるまでもなく、全く同感であります。農業基本法は、すなわちただいま述べられました観念を基本理念として立てられているわけでありまして、私もこの農業基本法の定めるところに従つて、今申されたような農政を實行していく、こういう考えでおるわけでありまして。

○北村暢君 そこで私は農業基本法の問題に返つてお伺ひたいと思つておるのですが、この地域農政として地方農林局を設ける、これは構造改善事業といふものが非常に大きなウエイトを持つておる、そういう説明が先ほど来なされておるわけなんでしょう。この構造改善事業そのものについて、私は今政府が推し進めようとしておる、構造改善事業、これについては非常に疑義を持つておるものであります。したがって、今大臣から基本法の理念、行政のあり方といふものについては、きりせられまして、権力行政はやめて、農民のためにやつていくのだ、これはもう理の当然であります。そこでこの構造改善事業の状況でございまして、私どもの理解は、この構造改善事業といふものは、まずこの基本法の精神から言へば、技術経営の育成並びに協業の助長といふことのために構造改善事業といふものが行なわれるべき

だ、このように理解をしておる。ところが、今政府の実施しようとしておる構造改善事業が、一体どういう形になっておるかという、これは先ほど来言われたように、主産地形成ということが主体になっておる、こういうことでございませう。したがって、このことは私は非常にこの構造改善事業そのものが、基本法で言っておる構造改善事業と全然違ふと言ひませぬけれども、趣旨においては私は変わった構造改善事業というものが行なわれようとしておるのじゃないか、このように思ふのであります。したがって、この点についてひとつ伺ひたいと思ふのですが、主産地形成というものが主体じゃないか、こう思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(重政誠之君) 主産地形成も、ところによりますと、それが非常に重点になるところもありましよう。あるいはまた協業の問題でありますとか、あるいは経営の規模の拡大の問題、さらにそれに加うるに主産地形成の問題、採掘の拡大をやるという意味から主産地形成の問題というふうなものが、みなその地方々々の実情によりまして、これはからみ合つて私はできるものと考へておるのであります。何も農業改善事業は主産地を形成するためにやるものでないことは、先ほど申し上げたとおりであります。

(理事石原幹市郎君退席、理事下村定君着席)

○北村暢君 主産地形成をするために農業構造改善事業をやるのじゃない、こういうことでございませうが、実際に今この構造改善事業が指定地域の選定にかかつておるわけでございます。

けれども、一般の批判として、構造改善事業が、主産地形成が前面に出ていて、しかも、その実施基準というものが非常に苛酷であるために、せっかく構造改善指定地域になろうとしてもなかなかできない、条件に合わない、そういうことでございませう。あまりやかましいので辞退をするというふうな形が出てきてゐる、これは事実だろふと思ふのです。しかも、基本法そのものの中にはなかつたやうでありますけれども、この構造改善事業が一般の地区とそれからパイロット地区に分かれておつて、その一般地区というのが三千百の市町村について十年間でやつていく、まあこういうことで計画されておるわけでありませう。

(理事下村定君退席、委員長着席) したがって、このパイロット地区というものと一般地区というものとで、構造改善事業として取り上げられておるわけでありませう。どれだけの区別があるのかですね、私ははつきりしないのであります。とにもかくにもそういう形でまあ三千市町村に構造改善事業をやる。しかも一町村に一方所一億一千万でやる。こういう全国一律の型にはまつた構造改善事業をやろうとするから、農林大臣がおつしやつておる地域の実情に合つた構造改善事業というものが行なわれたい。農民の意思に沿つた、自主的な意思に沿つた構造改善事業が行なわれたい。ここに私は問題があるのじゃないか。したがって、ことしの今指定しようとしてゐる、計画している中で、この計画がなるのかどうかという点について見通しをどうしておきたい。今申したやうな形の構造改善事業は、私は主産地

形成ではないと言われるけれども、これは明らかにやはり一つの型にはまつた主産地形成、こういう方向に持つていこうというふうな考へておるのではないか、これを私はそういうふうな考へたのであります。したがって、大臣はどのように考へておられるか、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(重政誠之君) ただいま御指摘の、農業改善事業が三千の町村に一億一千万でやる、したがって、どうも画一的になるおそれがある、あるいはまた、それで地方の実情に沿わないものが出てくるおそれがある、こういう御指摘であります。私も実はそれを非常におそれておる。そこで三千町村一億一千万というのは、予算であります。そこで私は実行の問題といたしましては、これは一応予算でそういうふうになっておるのであります。実行上の問題といたしましては、まず第一に、私はその地方の熱意があるということが第一。それから第二は、その計画が適切であるということが第二。そして適切なそれを指導をする地元の人があるということが必要である。これらの観点から考へて、そしてその計画が一億一千万以上かかるものなら、それはふやしてよろしい。一億一千万以上、二億から三億あれば、二億、適切な計画にならなければ、二億でもよろしい。そしてまた予算で実施町村二百、こうあるけれども、それは二百でなくともよろしい。熱意があつて、適切な計画がある、中心人物がおるというやうなところが少ないならば、少なくともよろしい。まずそういうもののあるところから始めていくという私は方針をとつておる。であります。

すから、まずまずこの地方農林局というものが地方にあつて、その地域の実情を十分に調査し、またその実情に精通するところでのこの計画の審査とか何とかというやうなことはみなやつてもらわなければ、東京で現在の振興局でこれを担当していくといつても、どうしてこれはむづかしい、こう私は考へておるものであります。全く、ただいま北村さんの御指摘の点は、私の心配している点であるわけでありませう。現在の方針は、私がたゞいま述べましたやうな方針でございます。こう考へておるのであります。それは、東京であればどうしても画一的になりがちであります。それでは実際の地域の、地方の実情に即した構造改善事業というものは実を結ばない、こういうふうには私は考へて、いろいろ御意見もありませんけれども、私はどうしてもこの地方農林局というものの設置が必要であるという信念として持つておるわけでありませう。

○北村暢君 なかなか、大臣はすぐ地方農林局にくつつけて答弁せられる。私はこの地方農林局の問題の以前の問題をやつてゐるので、実際にこの国会の国立図書館からベルト地帯の農業近代化のいろいろな実態調査をやつたものが出ておるのであります。それで非常に例が出ておるのです。それは構造改善対策として行なわれておる愛知県、例なんでありませうが、しかも、この愛知県の愛知用水がすでにもう通りまして、そしてやつてゐる地区に構造改善事業が指定をされておる。それを今その町村が受けるか受けまいかというところで計画を立ててゐる。これは

今申したやうに、愛知用水といへば多目的ではやりましたけれども、受益地域が二県十市二十三町三村というので、すから膨大な事業である。しかも、これは全額愛知用水が事業をいたしまして、それから受益者が今後金を払つていく、こういう受益者が払つていく。こういうところなんです。しかも、さらに指定をされたのが二カ所あるやうでございませうけれども、実際にはこの愛知用水の、あれだけ大がかりでやつたものが、愛知用水そのものがその後における農業計画というものの計画性というものがなかつた。あるいは地域の受益者の住民に対して愛知用水の効果というものについて知らされてない。農民は非常に無知である。したがって、せっかく愛知用水をやつた、実施した水利事業、開拓、こういうものの効果が、非常に今やろうとしてゐる構造改善事業と密着しておらない、こういう実例があるのです。ここに出ておるのは三好という地区の例が出ておるわけでありませう。なかなか開拓地もあるわけなんです。しかしながら、それが経営規模を拡大するというやうな生きのた形の自立経営ということと結びついておらない。こういう例がある。これはいかに農林省が、そういうこれだけの機構を持つておつて、そして皆さんの計画で実施されたかという例だと思ふのです。したがって、今愛知県知事はこれに対して愛知県としての実は計画を、地方の計画協議会をもつて計画を立てて、これからやろうというやうなことであります。それが三十三年から四十年まで七百十二億円の事業量をもつて資金を投下してやろう、こういう段階にあるわけなんです。愛

た。こういう問題は、当然にこれは構造改善事業でそういうものが行われる

わけのものではないのであります。多額の財政資金も必要とするのであります。

すから、こういうものは国営の事業といたして考えていくことは当然

なことであると思うのであります。そういう問題と農業改善の事業とは大い

に關係はあるわけでありませうけれど

なものまで構造改善事業だけでやって

いくということは、とうてい至難なことであることは、これは御了解をいた

だけることであると思うのであります。それから、いろいろ標準につ

いて御指摘があつたわけでありまして、これはもう實際地方の事態に即さ

ないような標準がありますれば、これは改める必要さかではありません。

しかしながら、この助成とがあるいは財

政資金の融通とかいうような問題を、
これまた手放しでしかるべくというん

であつては、この弊害もまた多くなるのでありますから、そこら辺がやはり

調整をいたさなければならぬ問題であると思うのであります。

〔理事下村定君退席、委員長着席〕

その実態に合うようなことで進めてい

かなければならぬと思うのであります。なお、その標準につきましては、

ひとつ政府委員のほうから説明をいたさせます。

○政府委員（齋藤誠君）　ただいま構造改善の指定を受けた場合におきまする

計画の基準、あるいは助成の基準につ

が、当然この事業をやります基本の考

え方といたしましては、繰り返し申し

上げますように、その地方々々の実情に沿った計画ということで考えておられますけれども、しかし、およそ助成をいたします以上、従来融資でやったもの、あるいは個人の私用に属するようなものといったようなものまでについて助成するというわけには参らないことは御了承願えるところだろうと考へるわけでございます。したがって、その事業に對する相互助成をいたしますといたしましては、一応われわれといたしましては、助成の対象となるべきものにつきましては、一応の基準を設けておるわけでございます。ただ、先ほどお話しがありましたように、トラクターは何馬力なくちゃいけないというようなところまでききしきしはやっておりませんので、例をトラクターにとつてみますならば、これは一応乗用トラクターである。もうすでに動力耕種機等——につきまして近代化資金その他の個人融資によってどんどん普及され、百万台も入つておるといふ状況でありますので、今後の農法あるいは技術体系等も考えまして、やはり相当の効率のいいものを考へていく必要があらう。愛知県では、御承知のように、集団的な稲作の営農方法がだんだん進展しまして、大型のホイール・トラクターを導入しようというふうなからみ合ひで、事業がどんどん行なわれているようなところもあるわけでございます。そこで今後のあり方といたしましては、トラクターに例をとりますならば、それは乗用のトラクターだけを助成の対象にする、こういう基準を示しておるわけでございます。あるいは農道あるいは施設につきましては、すでに土地改良法等におきまして、

それぞれ、たとえば農道でありますると二メートル以上であるとかいうような一応の助成の基準がございます。これをそのまま、構造改善事業におきまして、助成の基準というもののについては、そのまま採択の基準といたしておるわけでございます。したがって、今助成基準が非常に厳しいからというふうなことで、地元の方から返上機運があるというふうなお話もありません。私も聞いておりますけれども、返上というものは、現実には事業はまだ全然やらないわけですから、事業実施町村もまだまわってないわけですから、返上というものは現実問題としてまだあり得ないわけでございますが、当初非常に甘く、新農村と同じようにいろいろ共同施設が自由自在にできるのだというふうに甘く考へていた村は、実際のこの趣旨の意味を理解するにおいて、そういうふうなことが出たかと存じますけれども、当初よりこの趣旨については十分理解しておる町村におきましては、非常にまた熱心に、こういう方向で進めたい、こういう村もたくさん出ておることを申し上げておきます。

○北村暢君 私は愛知県の例をとつて、この地方の計画を構造改善事業でやるのかなんとか言っているのじやないか。愛知用水とか豊川の用水とか、こういう当初において事業をやつてしまつて、そしてこれから払っていくというところですね。こういうところは全国にそんなにないわけですよ。非常に条件のいいところですから、構造改善事業をやるとすれば、なかなか実施基準に触れてむずかしい、そういうことを言つておる。したがって、愛知県で

こういうような状態なんだから、ほかではまだ困難なところが多いんじゃないか。したがって、この構造改善事業というものは、今局長も言つたように、安易なものではないのです。これはやはり一億一千万という、一般地区では一億一千万でやるけれども、その補助は四千五百万しかないのですから、それ以外の資金というものは、やはり公庫なり、近代化資金なりで払わなければならぬ。しかも、これは大体四割以上くらいが土地改良になる。こういうことも大体はつきりしているわけですから、そういうふうなことを、やはり思ひ切つた投資をしなければならぬ。投資をするのには、どんな企業だつて同じなんです、先の見通し、もうかるかもうからないかわからぬで、構造改善事業だからといって、むやみやたらに投資するわけにはいかないのです。それやつてこの構造改善事業の豚なら豚を、先、鶏なら鶏をやれと言われても、先の価格なり何なりというものの保証がない限り、農民は不安で投資はできない。こういうところにはやはりこの構造改善事業の行き悩んでおるところがある。こういうことはやはり十分知つてもらわなければならぬことじやないか、こう思ふのです。したがつて、この構造改善事業だからといって、農民がふるい立つて飛びつくような簡単なものではない。したがつて、しかも、そういう画一的なものが出てくるので、私はこれはなかなか問題だと思ふのですが、先ほどもちょっと触れたのでありますけれども、上から押しつけるに官僚的だと、こういうことを私は特に申し上げたのですが、それは今農業協同組合が別な形として

営農団地というものを計画して、自主的にその農業の改造、構造改善をしていく、こういう努力をやつておるわけですよ。そして農業協同組合のやろうとする営農団地というものが、今政府がやろうとしておる構造改善事業とどういうふうなマッチして行くのか、この辺に問題がある。それでやはり大臣もおっしゃる通りに、この構造改善事業なり何なりというものは、将来の見通しを持って、しかも農民の自主的な熱意がなければできないんだ。何ぼ上からやれやれと言つてみたところで、できない問題です。したがつて、農民がふるい立つてやれるような仕組みにならなければならぬ。そのためには、どうしてもやはり農民の自主性というものを、考へ方というものをやはり取り入れなければいかないと考へておる。ところが、この構造改善事業の考へ方の中が非常に官僚的だということでは、その農業協同組合のやろうとしておるものを、下から盛り上げて指導してやつていくというこの運動と構造改善事業がびつたりいかなないで、官僚的な構造改善事業というもので、こういう企画だということでは押しつけるものだから、農民の意思というものが反映された構造改善事業というものは行なわれぬ。これはやはり大臣の今後の構造改善事業の指導方針として、これはやはり積極的に農協が参加し、農政の中央会等もあつて指導しているんですから、だから、農業協同組合の協力なくしては、構造改善事業も何も私は成り立たないと思ふ。町村がどんなにりつぱな計画を立ててやつても、農業協同組合がそつぱを向いてしまえば、これはできないんです。農民がふ

るい立つようなものでなければならぬ。ここに私は問題があるだろうと思ふ。したがつて、この官僚的な構造改善事業というものが、一つの企画で押さつておるというところに無理がある。そこで私は今後の考へ方を改めてそれよりも国がそういう一つの営農類型というものを想定して、そうしてそれに当てはまらぬといかぬということではなしに、それは地域によつて、相当の経験の中からやつておることは間違いないと思ふので、そうむづかしいことはもちろんないでしょう。しかしながら、その幾つかの全国の営農類型の中でやるのではなくて、この構造改善事業というものは、やはり根本は技術経営農家というものができ、それから協業というものが促進されていく。これは基本法の精神であります。私から言えば、これはもう農業協同組合というものを奨励してやつていけばいい、こういう考へ方を持つておりますけれども、基本法の建前から言つても、それが問題なんです。構造改善事業の画一的なものができることだけが、それから主産地だけができるばかりでは、それは主産地だけの問題であらう。農家の協業という問題が問題である。これが育成されていくような形でなければ、上からの構造改善事業というものは、私は成り立たない。したがつて、大臣の答弁は、いや、そういうものは総合的にやつていくんだ、こう言うのですけれども、今実際に検討されて、各町村なり何なり計画を立ててやつておる場合、農林省は背伸びして、はね上がつておつて、これはもうお話しならぬ、こういうことの批

判を受けておるわけです。それを私は権力行政だと言ふんです。そういうものを押しつけていくということが、いやがるものを、補助金をやるんだから、恩恵的にやるんだからやれ、こういうことでは、これは私はやはり考え方を改めるべきじゃないか、この点はひとつ指導方針としてやってもらいたい、こう思うわけです。

○国務大臣(重政誠之君) 北村さんの御意見、おおむね私も同感のところが多いようでありますが、ただいまお述べになりましたように、補助金をやるんだから一定の型を押しつけるというやうなことは、やっておらないと思ひますけれども、もしもそういうことがございましたら、十分にこれは戒心をいたします。また農業協同組合がこの構造改善事業を実施するにあたりまして、その参加が非常に必要であるということは、私も同様に考えております。建前としては、農業協同組合が参加をして、この計画の立案に当たつておるのであります。ところが、それらの点が十分調整がまだできておらぬやうなところがありましたら、十分に注意をいたします。

○北村暢君 それから次に、まあ権力行政のことについて、しつこいようですけれども、どうもまだそのにおいのするものがある。これは御存じの米の集荷手数料、それから保管料の問題。御存じのように、米麦の集荷手数料は、三十年に米が四十八円、それが三十六年、去年初めて二十円上りまして五十円。そして本年度もすでに据え置くというところで通牒が出ています。で、配給のマーシンのというのは、三十

年でもって、これは卸売、小売含めてですが、二百八十七円。三十年に二百八十七円というものが、三十七年度で三十六年度より若干上りまして、十四円上りまして、三百九十六円になっておるわけです。米穀の配給マーシンのが二百八十七円から三百九十六円、このように上がつておる。にもかかわらず、米穀の集荷手数料はわずかに十二円しか上がつておらぬ。これで据え置きということでございます。これは今日民衆の内部でも問題になつておるやうでございますが、一応この指示が出たやうでございますが、これを改める意思がおりになるかどうか。

○国務大臣(重政誠之君) その点は、先般も私陳情を受けまして、十分検討するように命じております。

○北村暢君 検討するということは、変更することがあり得るということかどうかということ、それから、これのきめるときは、農林省のやり方が私は権力的だと思ふ。というのは、八月十七日、全販が会議を持つて、集荷手数料を上げてもらいたいということをきめて、そして農林省に陳情しよう、こういうことが会合が持たれて、間もなく、これが抜き打ち的に集荷手数料は据え置くということを通達する、こういうことが行なわれておる。これは大臣御存じのとおり。そのやり方がどうも官僚的である。しかも、従来、この集荷手数料というものは、やはり問題になるのです。もう米の出回り期になつて、なおかつきまらなくて、もたもたすることがしばしばあった。したがって、これはこれがなせ早くきまつたのかと言つたところ

が、いや、もう時期が時期だからきめたほうがいいというので通知したのだ、こういう非常に、あのときの農林水産委員会における食糧庁長官の答弁、これは大臣御存じのとおり。話が出ておるのですから、ああいう態度というものは、私はまことに官僚的な、しかも何といひますか、権力的な、きめさせなければいけません、しかも、今ごたごたしているという、陳情が来てきめられなくなつてしまふ、もうきめて通知してしまふ、こういう考え方がないとは私は否定できないと思ふ。そういう権力的なやり方というものが官僚の中にある。こういうものを改めない限り、構造改善事業も、集荷手数料も同じでありますけれども、地域行政をやるといふことで、地方農林局を作つたから、それで地域農政でもってきめのこまかい農林行政ができるのだと、こういう誤つた——それでできるのだといふことには、私はならないと思ふのです。それは地方農林局を作ろうと、ないよりあつたほうがいいのはいきままつておる。私もそう思ふ。しかしながら、全体の関係から言つて、私はこれがいいか悪いかわからない問題、確かあるだろうと思ふ。行政の観点から言つて都合がいいだろう、農林省としては都合がいいだろうということ、このくらゐはわかる。しかしながら、地方農林局を作つたから、それで農民の意思というものをすい上げてくるので、非常に地域農政となつていくのだ、この考え方は確かに説明のとおり。ところが、一歩誤れば、この地方農林局というものは、農林省の中央集権的な官僚的な権力政治というものを下へおろすところの機関になる。これ

を私は心配するのです。したがつて、地方農林局を設けたから、農民の意思をよく聞くとか反映するとかいうことにはならない形が出てくる。今申したやうな、中央における官僚的な、中央集権的なこの考え方がなくならない限り、地方農林局なんか作つたつて、くその役にも立ちませんよ。そういう実態が今日ある。この官僚主義というものを、官僚独断的な、権力的な、補助金による恩恵的なこの考え方を改めない限りいけない、こういうふうな思つておるのです。したがつて、これは地方農林局を設けるとか設けないとかの問題じゃない。それ以前の問題として、態度を改めるべきだ、このやうに思ふのです。

○国務大臣(重政誠之君) いろいろ農林省の公務員について、おしかりを受けたわけでありますが、もうおしかり度はこのごろあつてはならないことではあります。せいぜい十分に注意をいたすために地方農林局を設置する以前、確かにこれは心がまえの問題であります。十分そういう点は注意をいたします。

○北村暢君 それで米穀の手数料は考慮するといふのが、上げるほうに考慮するの、据え置くほうに考慮するの、どうなんですか。

○国務大臣(重政誠之君) これは今検討しておりますから、上げることも、据え置くことも、まだきめておりません。たとえば、先般も陳情に見えて、私はこういうことを言つた。現在は当初と異なつて、予約をいたして収買をする、当初は一人で五十俵やつておつた

かもしれないが、今日はそれがすでにルートに乗つて、そして一人で百五十俵やれるかもしれない、それは全く違うだ、こういう話であつた。そこで、御陳情の趣旨は、賃金が上がる、つまり給料を上げる、現在の平均の給料として考えれば、どれだけ上げなければならぬという陳情であつた。そこで私は、今申し上げるやうなことを言つたところが、そのとおりだ、だから、それはよく御検討願ひますということでお別れておるのです。それで今食糧庁のほうで検討しておりますから、その結果によりまして、上げるべきであるならば当然考えなければならぬ、このやうに思ふのです。

○北村暢君 今、ちよつとわかつたやうなわからないやうなことでありますが、いづれにせよ、再検討しなければならぬやうなことを、すでに通達か指示か出してしまふといふこと、これは私は、役人として、通達や通牒を出してしまふといふと、役人といふものは、権威にかけて引つ込めにくいのです。これは大臣も、次官をやられておわかりだと思ふのです。だから検討するとかなんといふことも、これは非常にむづかしい問題です。権威にかかわつて参りますから、くだらないことですが、したがつて、通達をいたしたところ、あれはあとから計算してみたら、ところかき上げべきだつたという結論が出ることはあまりないですよ。それを勇断をふるつてやるかやらないかという問題なんです。われわれは計算してもええばもう明らかに私は上げるべきだと思ひます。この内容のこまかい論議は十日の委員会でもたやるのですからいいですけれども、とにかく役人と

いうのは発令したとか、通知をしたとかいうと改めませんからね。経験しておわかりでしょう、大臣。だからそこら辺のところを改めろというのだから、なかなか簡単にいかないんです。私もわかって質問しているのですけれども、わかってはいるけれども、がまんできないんですよ。だからその点をしつこく聞いているんだが、どうもわかつたようにならないような答弁なので、ごまかされはしませんけれども、ひとつ十分考慮していただきたいと思ひます。

それから次にお尋ねいたしたいのは、園芸局を設けるということでございますが、大抵新設する園芸局というものの予算的な規模というのは一体どのようなおつもりですか。

○政府委員(林田修三君) 園芸局の予算は、三十七年度におきましては九億七千万円程度を考えております。

○北村暢君 大体予算を見ますと、園芸局というのは九億七千万の予算のうち、いただいた資料によれば、園芸振興というところまでは約十二、三億ですか、特用作物、テンサイ、こころ豆、菜種、バレイシ、原々種農場、こういうものまでひくくると実は九億七千万程度の局としての予算ですけれども、したがって、園芸局としての予算の内容は、今申したようなことで予算的にもまことに微弱である。しかも、この園芸局の中に入ってくるものが特産課というのがあって、その中で豆、イモ類までこの特産課に入っているわけですね。それで、園芸局という、特産というものはあまり聞かないのですが、日本の作物の中でイモと

か豆なんというのは一体特産なんですか。私はあまり特産というふうには聞かないのですがね、普通の作物です。何の特産じゃない。そういうもので、何の特産でもない。園芸局というものをひくくると園芸局というものを無理やり作らなければならぬ。しかも、従来は課であつたわけですね。それを何かにひくくつて、こゝでいへば総務課に経済課に園芸課に特産課というもので、園芸局という、園芸局という名前はいいけれども、中のほうはたいしたことはない。こういう園芸局を今度新設するわけですか。したがって、これはどう見ても、選択的拡大のチャンピオンであるかもしれないけれども、しかし、局にするということについては、よほど行政管理局も緩慢に取り扱つたのかもしれないけれども、よく納得したものだと思ひます。が、部にもならないうちに、行政組織上課から一足飛びに局になった。しかも園芸局というのについては、名前が悪いのかもしれないけれども、園芸特産局といへばいいのかもしれないけれども、とにかくそういう局を設けた、非常に無理をして局を設けたというふうには受け取れないのです。が、私はどうも園芸局だの蚕糸局だの、ここに蚕糸局長おられるかどうか知らなければいけません。今どきひままで国会に呼ばれないし、全く局長の見習いみたいな形で局長を作るといふならいざ知らず、ひまな局長をあまり作らないほうがいいのじゃないかと私は思ひます。局長の見習いのようなことで局を作るといふのはいけません。なぜこんな園芸局なんというのを無理して作らなければ行政をやつていけないのか。

か豆なんというのは一体特産なんですか。私はあまり特産というふうには聞かないのですがね、普通の作物です。何の特産じゃない。そういうもので、何の特産でもない。園芸局というものをひくくると園芸局というものを無理やり作らなければならぬ。しかも、従来は課であつたわけですね。それを何かにひくくつて、こゝでいへば総務課に経済課に園芸課に特産課というもので、園芸局という、園芸局という名前はいいけれども、中のほうはたいしたことはない。こういう園芸局を今度新設するわけですか。したがって、これはどう見ても、選択的拡大のチャンピオンであるかもしれないけれども、しかし、局にするということについては、よほど行政管理局も緩慢に取り扱つたのかもしれないけれども、よく納得したものだと思ひます。が、部にもならないうちに、行政組織上課から一足飛びに局になった。しかも園芸局というのについては、名前が悪いのかもしれないけれども、園芸特産局といへばいいのかもしれないけれども、とにかくそういう局を設けた、非常に無理をして局を設けたというふうには受け取れないのです。が、私はどうも園芸局だの蚕糸局だの、ここに蚕糸局長おられるかどうか知らなければいけません。今どきひままで国会に呼ばれないし、全く局長の見習いみたいな形で局長を作るといふならいざ知らず、ひまな局長をあまり作らないほうがいいのじゃないかと私は思ひます。局長の見習いのようなことで局を作るといふのはいけません。なぜこんな園芸局なんというのを無理して作らなければ行政をやつていけないのか。

か豆なんというのは一体特産なんですか。私はあまり特産というふうには聞かないのですがね、普通の作物です。何の特産じゃない。そういうもので、何の特産でもない。園芸局というものをひくくると園芸局というものを無理やり作らなければならぬ。しかも、従来は課であつたわけですね。それを何かにひくくつて、こゝでいへば総務課に経済課に園芸課に特産課というもので、園芸局という、園芸局という名前はいいけれども、中のほうはたいしたことはない。こういう園芸局を今度新設するわけですか。したがって、これはどう見ても、選択的拡大のチャンピオンであるかもしれないけれども、しかし、局にするということについては、よほど行政管理局も緩慢に取り扱つたのかもしれないけれども、よく納得したものだと思ひます。が、部にもならないうちに、行政組織上課から一足飛びに局になった。しかも園芸局というのについては、名前が悪いのかもしれないけれども、園芸特産局といへばいいのかもしれないけれども、とにかくそういう局を設けた、非常に無理をして局を設けたというふうには受け取れないのです。が、私はどうも園芸局だの蚕糸局だの、ここに蚕糸局長おられるかどうか知らなければいけません。今どきひままで国会に呼ばれないし、全く局長の見習いみたいな形で局長を作るといふならいざ知らず、ひまな局長をあまり作らないほうがいいのじゃないかと私は思ひます。局長の見習いのようなことで局を作るといふのはいけません。なぜこんな園芸局なんというのを無理して作らなければ行政をやつていけないのか。

○国務大臣(重政誠之君) 御承知のとおり、今や畜産部門と園芸部門というものは、これは成長部門でありま。課から一足飛びに局を作るといふのは不思議なような御口吻であります。が、たいていはみんなそうなんです。昔から蚕糸課があつて蚕糸局ができました。畜産課があつて畜産局ができました。みんなその時代々の農政の方向に従つてできた。園芸課から園芸局ができて、私は今こゝで断言してはばかりませんが、日本の園芸の将来というものは非常に発展するであろう、また、発展させなければならぬと考へている。それがために局をここに作つたことはちつとも不思議はない。これは当然のことである。また、皆さん方の御要望も園芸局を作らなければならぬという御要望があることは御承知のことと思ひます。

○北村暢君 格好からいへば、四つ課を並べて、蚕糸局と同じになつていく。将来蚕糸局は斜陽産業だといふことになつてくると、なくなつていく可能性が出てくる、今の大臣の論旨からいくとだんだん要らない局はなくなつていくといふことにも理解できるのですが、とにかく特産課というものは、豆とかイモとかいうのは、これは特産課でしょうか。何かこじつけではないですか。

作つたのであります。これは生産の技術におきまして、米麦と違つたところがありますので、特産課というものを設けた。そうして多くはこれは畑作であります。米麦といへば大体水田を主にするのであります。この特産課というのは畑作である。園芸も、先ほど申しましたとおり、この選択的拡大といふのも、何といたしまして、現在におきましては畑作の転換が、作物の転換がその中心をなしておると思ひます。そういう点におきまして、これは別な言葉で言へば、これが一つの畑作の局になるということにもなるわけでありま。そういう意味で、この特産課をここに統合をいたしたものと考へます。

○北村暢君 今の大臣の理屈はへ理屈で、畑作が特産課で今後園芸局でやつていくのですか。今後の畑作というのはそんなものでないと思ひます。この関連の中でこの畑作といふものは考へるべきなんです、どちらかといへば私はこれは従来の振興局、これで畑作振興といふものを、この局で農業構造の一環としてやはりそちらのほうでやつていくのが適当じゃないか。特産課といふのはおっしゃるようにお茶であるとかイグサであるとか、そういうのは普通作物からいへば特産的なもので、そうあるべきなんです。畑作まで特産課でやつていかなければならぬといふ、そんな理屈は全然成り立たない。へ理屈もはなはだしと思ひます。これは、

います。近き貿易が自由化されて、果樹についても自由化されるのじゃないか、こういう状況にあるわけでございますが、この点については、園芸局の経済課なりでこゝでやるのじゃないかと思ひます。が、この貿易関係のことは、経済局のほうの海外関係の担当の部課とも関係してくるのじゃないかと思ひます。が、とにかく貿易自由化にあつた日本の果樹農業といふものの影響についてどのように考へておられるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(重政誠之君) 貿易の自由化は御承知のとおり、これは世界の大勢であり、日本の貿易を伸展する意味におきましてはこれはやらなければならぬことでもあります。昨年、本年の十月から貿易の自由化を行ないたい、十月から自由化するといふ目標を定めて、一応の品目が閣議で決定になっておりました。私は、大体この原則をいたしましては、この閣議決定の線でありたい、こう考へておるものであります。が、しかしながら、申すまでもなく、農家に非常な影響を与える、あるいは農産物の加工業者に大なる影響を与えるといふようなものにつきましては、国際競争に耐え得る閣議その他の措置を講じた上でないとこれは実行をいたさない、こういう考へを持っておるであります。適切な国際競争力をつける手段がいまだ見つからないものにつきましては、しばらく延期をしなければならぬかと考へておるようなわけであります。

そこで、農産物につきましては、当時きめられたもの、よく言われるものはレモンであるとかあるいは柑橘であ

るとかいうような問題であろうと思うのでありますが、これは昨年の日米経済関係懇談会の際に話がありました。日本の植民地をアメリカ側で輸入を禁止しておる間はこれは自由化しない、こういう方向で現在は参つておるようなわけでありませう。

○北村暢君 この自由化の影響ですが、今おっしゃったように、関税の措置その他をして、国内の果樹振興に支障のない形で、原則として自由化するんだということのようでございませうが、自由化したならば、私はこの自由化した場合に一番問題になってくるのはバナナだと思ふのです。レモン等は、これはもう国内生産が非常に少ないですからいたしたことはないで、レモンをそうむやみやたらに食べる人はいないんですから、いたしたことはないと思ふのですが、バナナは、これは柑橘、リンゴ、主要な日本の果樹生産に影響がくる、このように思ふんです。関税の措置をいたしたとしても、自由化すればこれは相当安くなる。今、関税はこれはむやみやたらに取れませんが、現在関税が二〇％、それからほか輸入の原価の八〇％ぐらゐになるんでしょいか、差益金というものを取つておる。これは御存じのとおり、バナナを輸入したために年間二十五、六億の差益金が政府に入つておる。この差益金というものは、自由化した場合には私にはなくなるんじゃないかと思ふ。取るわけにはなくなつてく。自由化しては差益金を取るわけにはいかないと思ふのですが、そうならば、このバナナの価格というものは大体現在のやや半に近い値段に――半分までいきませんけれども――

半分近く安くなる。そして輸入量においては約十倍からのバナナが入つてくるんじゃないかという懸念があるわけだと思ふ。そうしますと、バナナとリンゴとミカン、これは季節節にも若干影響がありますが、バナナは、まあ台湾、中南米その他を含めれば、年間通してバナナというものが入つてくる。そうすると、これから非常に大きな、やはり日本の果樹振興の政策の上に支障がくるんじゃないか、このように思ふんです。したがって、今大臣がおっしゃられる、状況を見て果樹の自由化というものは考えるということをおっしゃられておられますけれども、これは御存じのように、コレラの発生による台湾バナナの輸入が禁止せられるということについて自由化を一時思いとどまろう、こういうことなんであつて、原則的には今大臣がおっしゃつたように、入れる、こういうことだと思ふ。したがって、これは時の問題なんで、一年か半年かおくれることで自由化されるということとは事実のようです。そうしますと、この影響というものを私は非常に深刻にこの日本の果樹産業というものは受けるのじゃないか、このように思ふ。だれが見てもリンゴとミカンとバナナがあれば、これはやはり栄養のカロリーから言つたつて、うまさから言つたつてバナナに手が出るのが普通なんです。したがって、リンゴより、ミカンよりも安くなつたということになるとこれはたいへんなことになるのじゃないか、このように思ふ。どこのように考へておられますか。

○国務大臣(重政誠之君) バナナの問題は関税二〇％と言われましたが、前

国会で三〇％に改正になったんです。そうして暫定関税率五〇％と定められたんです。それから差額を取る法律がございまして、これは前国会で廃止になったんです。そうして現に今年の六月から施行になっておるんです。これは、だから、バナナの輸入ということは、すでにバナナを自由化するということは軌道に乗つてその途中まで来ているのが現状であります。でありますから、私は、これはやはり前の方針に従つてバナナは自由化するよりはほかに従つて、先ほど御指摘のありまして台湾のコレラによるバナナ輸入の禁止の問題です。御承知のとおり、バナナはほとんど台湾バナナが日本に

来ておる。そうすると台湾から言わせれば、米かバナナかと、こういうことになる。南方諸国のもので日本が幾らうまいことを言つて、協力するだ、何だ言つたつて、向こうのものを買つてやらなければ日本の商品が出ません。これは協力体制はできるものじゃない。そこでそういう台湾にとつては重要なバナナが、コレラのために一年あるいは一年半、日本に入ることができない。その留守にあまりゆかりのない、まあどうでもいいと言つちやはない、ただいけないうが、エグアドルとかあるいは南方の小さな島々からどつと日本にバナナが入つてくる。そうすると一体台湾がどう考へるだらうかというところが私は問題だと思ふのです。そしてこの問題はまだ政府としてはきめておりません、きめておりませんが、事情は今私が申しましたような事情になつておることを御了承願ひたい。それからバナナが入つてくれば、非

常にそのバナナが今の十倍も入つてき値段が暴落するやうなことをおっしゃいます。私はそう考へていない。現在台湾バナナが入つてきておりますのが、従前は割程度入つてきておつたんです。それが現在では三割ぐらゐではないかと思ふのです。金額にいたしまして四十億ぐらゐのものじゃないかと思ふのです。これがまあ百億を少々越えるかあるいは百億より少ないかというぐらゐの輸入に私はなるのであらうと思ふのであります。それが関税五〇％かけますという、そう安くないと思ふのです。そうしてこれを今ちょうど計数を持つておりませんが、リンゴの値段で、バナナが相当安くなつたのを想定してリンゴの値段と比べてみますと、やはりそれはバナナのほうが安くうんと入つてくるということには、おそろくならないと私は思つておるわけでありませう。ミカンに至りましては、これはもう問題になら

ない、こう考へて私はおるんです。したがって、バナナが入つてきたために日本の果樹が非常に大きな影響を受けるというふうには考へておりません。現在のところ、しかし、先ほど申しましたやうな事情でございまして、これは政府としては、そういう国際貿易の点も考へ、これを慎重に対処をしなければならぬ、こういうふうには考へております。

ナは確かに味の点からいつても質の点からいつても、現在においてはこれは台湾バナナに品質的からいつて、味の点よりいつてかなうものはないのです。しかしながら、現在はそうだということでありまして、今日日本人の口に合うやうな、嗜好に合うやうなバナナが台湾だけではないのです。東南アジアの諸国にも今日本の技術者が行つて日本人に向くバナナの栽培方法を今訓練しているのです。御存じのように、ユナイテッド・フルーツというのはこれは世界一のくだもの会社で、しかもこれが台湾バナナをはるかにしのぐ中南米に今、日本を対象にしたところのバナナ園を作つておる、これは御存じだらうと思ふのでございませう。こういうものが台湾だけじゃないですよ、日本が今バナナを自由化するということも、うすすでわかつてきていますので、そういう意味で今ユナイテッド・フルーツにしても東南アジアにしましても、今しるぎを削つて自由化をねらつて日本人の口に合うバナナを作ろうとしておる。したがって、どんどん入つてきま

すよ、これは。したがって、価格の上においてもこの五〇％の関税にしたというふうなことですけれども、関税というものは大臣そんなにべらぼうにかけていいものですか。これは関税法でどういふふうになつてゐるか知りませんけれども、そんなにむやみやたらに関税なんてかけられないですよ。これは調べていただきたいと思ふ。それから差益金は何月になつたと言つたのですか、五月だか六月になつたと言つた、こう言つておるようですよ。けれども、冗談じゃないですよ。八月にあのコレラで処分をしたバナナは全部差益

金を、その三億ぐらいの損害のうち、差益金は約一億五千万ぐらいの、約半分に近い差益金を払っているのです。そのことはこの前の委員会で大工、いえこれは取り過ぎていたから、工合が悪いから払い戻したらよからうと、いって大臣答弁したじゃないですか。あなた、八月のバナナはそうなっているのです。今の大臣の答弁は間違いでないかと思いますが、間違いでなければ差益金は取っていないはずだ。ですから、これはどこからそういうふうなことになるのか知りませんけれども、差益金は今厳然として引かれています。したがって、これは差益金というのは、今言ったように、相当高いものなんです、これは。差益金というのは五〇〇近いのです。これをなくしても関税を上げて、関税がそれじゃ差益金を除いたぐらいの関税に上げられるかといったら、それはもう原価の倍ぐらい、倍以上の関税にしなければならなくなる。したがって、現実には差益金をなくすれば、五〇〇の関税にしたってバナナの値段は下がりますよ。明らかに下がりますよ。そういうことで、これは役人がどういふ風に計算したか知らないけれども、実際に今バナナを輸入しようという死活の問題で、もうかるかもうけなかないかという人の計算が、ちゃんとバナナはこのくらの値段になるだろうと言っているのです。役人なんか自分が損するのじゃないから適当に計算をやって国会答弁に間に合うような計算をするかも知れないけれども、実際にバナナを輸入して今もうけようという者は、今大臣の言ったようなまねるいことでは計算しておらぬですよ。よく

それは調べてみて下さい。そんなことにはなっておらぬですよ。ですから、このバナナ問題が大臣のおっしゃるような貿易自由化をして、今後の日本の果樹振興に影響ないということはあり得ないと思う。しかも今、果樹振興法が通ったのは去年かおとしでしよう。果樹振興法で、果樹植えて来年すぐなるというものじゃないですよ、これは。今日あなたミカンの木植えたって、とれるのは五年か十年後になってくるのです。そういうものが今まだ、この育成でどんどんミカン畑をふやしていくという段階で、そうして保護してやっていくかなければならないという段階で、そういう手放しのな形で私は樂觀は許されたいと思う。そこら辺は大臣の認識はおかしいので、そういう考えだから農民は不安がって、果樹振興だなんていつて植えていいのだから植えて悪いのだからわからないですよ、そんなのんびりした答弁をしていて。これはもっと真剣にひとつ考えてもらふ必要がある。これは台湾のコレラが出たから一時的に一年どうこうという問題以前の問題として果樹をやっている人の陳情が今日農林省にちゃんと来ているじゃないですか。そういうことを無視して果樹振興だからと、選択的拡大であらうと、先が不安でそんなことできないですよ。そこらのことは慎重にやはり大臣は考えてもらわなければいけないと思うのです。幸いにして台湾のコレラが発生して一年間ぐらいは延ばさなければならぬような状況であるようですから、一年間十分よく考えて検討して、それからもう少し延ばさなければならぬかきめたらいいいでしょう。私は特にその点は今の

の大臣の答弁では納得いたしません。もう少し慎重にやるべきだと思えます。そうでなければ日本の今果樹振興をやっている生産農民はうだつが上がるぬです、そういう考えじゃ。

○国務大臣(重政誠之君) 関税はそうむやみに上げられるものじゃないという御意見、これはごもっともなことだと思います。ことにガットに關係した関税はなかなかめんどやうなんです。ところが、バナナは台湾にしてもどこにしてもみんなガット加入国じゃないのです。そこで昨年五〇〇に暫定税率をいれますときに、私はもちろんまだ農林大臣に就任をいたしておらなかったのではありませんが、もともと上げたかどうかというところを私は主張した一人なんです。ところが、まあそれは上げれば上げられぬことではないけれども、まあ一応これでひとつやってみて、という当局の意見であつたから、私は五〇〇でがんばりました。やってみていけなければ私は上げたらいと思つて、これは六月の施行云々の問題、これは法律があるからひとつよくお調べをお願いします。この間のコレラで輸入禁止をして焼き捨てたりなんぞしたのは、政府に納金をしており、これはもうおっしゃるとおり。ところが、あの納金をするのは、前に為替の割当をもらつた、それには契約がなければならぬ、契約をしたら為替の割当をもらつたというなら、あの金政府に納入しなければ割当を出さぬのだから、七月にそれは焼き捨てられてもずっと前に五月なり四月なり契約があるものだから、金払つておるのですから、だからそれは少し誤解であらうと思うのです、北村さんの。それからミカンの

問題が出ましたが、これもよくお考えを願わなければならぬのは、日本のミカンは外国に輸出する、ことにミカンのカン詰というものは、御承知のように、相当量これは輸出しておるわけなんです。都合のいいのは向こうで、アメリカに対してはみなおれの方へ入れろということをやっておる。そして今のようには心配してないのだから、北村さんは心配しておられるが、そういう心配があるのはみんなだめだということです。これはあまりどうも得手勝手過ぎやしないかというふうにも考えられます、實際問題として。だからこちらのものが輸出商品になつていく分は、これはよほどよく考えていかなくてはならない。非常な影響を及ぼすようなら、むろんこれは影響しないような方法は講じなければいかぬ、こう私は方針としては考えておるわけであり、そこらの辺もひとつ十分御研究をいただき、そうして御考慮を願いたいと思うのです。

○北村暢君 ただその果樹がこれから国内生産をどんどんやっていくというのでしよう、しかもそれを振興して今ミカン、ブドウ、桃といふこれから望みのあるものを伸ばしていく、しかも相当保護してやっていく、補助金を出してやっていく、こういうことで、りっぱに競争ができるようになれば私は何も輸入するのを貿易の關係からいって無理やり押えようとかなんとかといつておるのじゃない。ただ、振興、助成している段階だから、特にやはり一方では補助金出しているのですから……そしてミカンの園芸の畑を造成することに對しても補助金をしてい

るのだから、そういう時期なんだから、これは慎重を要するのじゃないか、ただ、國際的な關係だけで處理できないものじゃないか、それだから慎重にやってくれといつてゐるのです。したがって、何でもかんでも貿易自由化いかに、こういって強引に言っているのじゃないのです。そこら辺のところを十分参酌してもらいたい、こういうことです。

○吉田法晴君 ちょっと關連をして。実は私はまあ自由化と、それから国内の産業、それから農業に對する影響というものは、これはまあ非常な重大な問題だと思つて商工委員會で質問をして参つたのであります。そうすると、十月から九〇〇の自由化を実施するという方針はきまつてゐるが、一つ一つの産業についてどういふ影響があるかといふことはあまり調べてないわけですね。十月といふと、もう一カ月ない。それなのに、これはまあ農業はおありなのかも知れぬけれども、一般産業についてはどういふ影響があるかといふ点では、十分調査ができないで資料が出てこない。で、日本の産業の中でおくれているものもあり、それから、まあ全体的におくれていますけれども、この間問題になつたのは石油とか、あるいは化学、あるいは自動車、まあいろいろの問題になる産業について聞いたのですけれども、そうすると、これは何も対策も立てておらぬし、十月からの自由化を延期しなければならぬと、こういう答弁があつたのです。農業の点についてもこれは國際的に見ると、やっぱよくおくれゐる部分、特にあります。無制限に自由化、無計画的

に自由化するならば、潰滅的な影響を受けるだろうと考えられる一つのやっばりこれは産業です。そしてバナナについて先ほど十億ぐらい入っても云々ということですが、あるいはくだものカン詰め、あるいはコーン・フレイク、それらのものについても予想がちゃんと立って、それから価格その他の点についても調査が済んでそれでやりになるというのか、その辺はひとつ伺いたいと思います。で、今北村委員からの御質問がござっておりますが、バナナについても、これは私はまあ農業のこととは十分知らぬのですけれども、たとえばユナイテッド・フルーツ等、日本への輸入を目標にしてフィリピンにも大きな農場が作られたところという。こういうことまである。そこで、自由化されたらどのくらい入ってくるのか、あるいは価格がどうなるのか。とにかく腰だめの議論じゃなしに、詳細な調査と、それから価格、日本の農業に対する影響等が詳細に調査されて、それで自由化してよろしいと、こういうことなのか、そうでないのか。ひとつこの辺について私ども検討をしなければならぬと思う。これは政府全体について私はそういうことが言えるんじゃないかと思う。これは党を越えて、今から、十月一日を控えた九月になってから、これから調査をしようという調子の方です。たとえば、それはコーン・フレイクにしても、従来の日本の消費はそうたいしたことはない、こういうことかもしれない、食品構造といたしまして、これが変化しつつあることも事実であります。外国資本によつて、その他の品目についてもそうです。

が、相当大きなやっばり広告、キャンペーンが行なわれつつある。あるいは拡大されつつある。そうすると、嗜好だとか、あるいは食品構造等についても変化を考へなきゃならぬだろうし、それらも十分調査をしなければ、正確な対策というものもとれないだろうと思うんですが、どうも今までの印象を受けて、さっきからの大臣の答弁ではございせんけれども、腰だめのところにかく議論、あるいは腰だめの考え方ではないかというまあ印象がする。それからその中に、たとえば、バヤリスじやありませんが、自由化になって、ジュースあるいはくだもの、その他の資本がどういう工合に入ってくるか。これは今予想される事態よりもずいぶん違ったものが考えられるはずであります。それらの点を十分調査をし、そして対策を立てなきゃならぬ。不用意に自由化をしていくと、国際的におくれている農業のごときは、潰滅的な打撃を受ける産業の一つだと思ふんですが、どうも十分な調査とそれに続く対策が立てられていないように思ふんですが、一つ一つについて具体的に御答弁をいただきたい。

○国務大臣(重政誠之君) 決して腰だめでこういう重要な問題を取り扱っておりません。できるだけの調査をいたしまして、数回にわたって私も相談をいたしておるような次第であります。農林大臣としては大体の判断を持っておるのであります。これはやはり政府としてやらなきゃならぬことでありますので、近く経済閣僚の間で十分相談をいたし、各方面から検討をいたして、最後の決断を下すつもりでおる次第であります。先ほどのバナナにつきましても、そういう印象をお与えしたということとは、私の表現が悪かったのではありませんが、これはバナナだけにいて申し上げても、これはちゃんと調査資料によつて先ほど申し上げたようなことを申し上げておられます。本日はその資料を持っておりませんから、私の記憶いたしております程度のことを申し上げた次第であります。

○吉田法晴君 バナナについても腰だめの答弁しかなかったわけでありまして、数量あるいは価格、それから外資の入ってくる動向等を含めて具体的に御答弁がなければ、腰だめだと言った非難はこれは撤回するわけに参りません。事務当局の説明を含めて、もう少し数字をあげて具体的に御答弁いただきたい。

○国務大臣(重政誠之君) これはまだ終局的にはいずとも決定をいたしておらない問題でありますので、いざ、これは適当な機会にその内容も十分御説明をする機会はあるかと思ひますが、ただいまのところは、今私が申します程度のことで御了承を願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 それじゃバナナの点は、台湾からのコレラ云々という点もあって、自由化を延期した云々ということのようですが、当分というのか。あるいは、言われておるのは一年ぐらいい云々というふうな話もありますけれども、それからその他のコーン・フレイクだとか、あるいはくだものカン詰とかいいたつたものについても、十月一日から自由化、自由にするのだ、こういうことじゃないわけですか。具体的な品目についてもまだきまつていないのですか。

○国務大臣(重政誠之君) 先ほど申しましたとおり、バナナも一年延期すると、一年半延期するとかいうことをきめておりません。が、今までの政府対国会との間では、すでに関税も五〇％に引き上げ、それから差益の徴収をするという特別会計法も廃止をして、六月から廃止になっておる。こういうところから見れば、私のこれは判断でありまして、バナナについては国会並びに政府の間でも自由化するという方針を確立して、もう動き出しておるといふのが現状なんです。その途中にまあ今あるということだろうと私は思うのです。ところが、コレラで今の台湾バナナの輸入が禁止せられたというこの新たな事実をどう見るかというところが問題であらうと思ふのです。かりに一年なりあるいは一年半なり、これを差額徴収を延期すれば、そうすれば、その間の差額を徴収することを一体どうするのだ、こういう問題が新たに起こってくるわけであることは当然のことなんです。これは、だから、すでに国会対政府の間では、これはいつから自由化するかどうか知りませんが、とにかく前国会においてそういうすべての段取りができておるのです。現在、そこへもってきて、台湾のコレラ事件が起こった。台湾バナナがここですばらく入らない。これが一体日本と台湾との間でどういうふうなこれは影響を及ぼすかということが、今後の私は問題だらうと思ふのです。

○吉田法晴君 台湾バナナをコレラの関係でどう処理するかということが問題になっている。しかし、さっきの説明によると、バナナの問題は十月一日から自由化するという方針はきまつておる、大綱がきまつておる、こういうお話ですが、その他の品目について、まあコーン・フレイク、あるいはくだものカン詰等については、これはきまつたものだ、これは従来の説明から言つて了解をするのですが、しかし、それらの問題についても、どのくらい入ってくるのか、あるいは価格がどうなるのか、影響がどうなるのか、そういう点についての十分な調査がなくて、自由化するかせぬのか、これははっきり言つて下さい。あなた説明によりまして、バナナについては自由化の方針はきまつておるが、しかし、台湾のコレラの問題から台湾バナナは入ってこない。しかし、それじゃみなコレラがなくなつたらすぐに輸入をするのか、それはコレラからの原因です。そうじゃなくて、バナナの自由化を実現したらどういう影響があるかという点を検討をして、各品目別に対策を立てなければ、自由化に踏み切るべきじゃないのじゃないかという議論があり、その議論をどうするか、これを私は言つておるわけです。

○国務大臣(重政誠之君) バナナにつきましては、先ほど来申しますとおり、すでに政府と国会との間に自由化するという方向で進行をして、法律も廃止し、関税も上げておるというのであります。しかし、私は新たに農林大臣に就任をいたしましたので、内容を再検討をしたのであります。そうして、先ほど申しましたとおりの結論であります。さういふことを申し上げたので、いよいよ最後のあれは、先ほど来申しますとおり、経済閣僚会議でこれはきめ

います。ぜひひとつ御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(重政誠之君) 壊滅的な影響を及ぼすようなものでは絶対にございませぬ、農産物につきましての自由化は、だからそれはもう御安心いだだだいてけっこうだと思ふのです。これは、ですから、政府でまた品目を確定的にきめておりませぬから、今、この段階で、詳細にそのデータを持ち出して、御検討いただく段階になっておらぬということを上上げているわけでありませぬ。いずれ、これは適当な機会に御説明をいたしまして、御了解を求める機会があるかと思ひます。

○北村暢君 私にはバナナ問題は、園芸局に関連して質問しておったのですが、農産物全体については、やはり吉田委員の心配されるのもっともなんでも、これは農産物全体についての心配の問題です。

それで、次に移っていきたいと思いますが、次にお伺いしたいのは、農林経済局と農政局の問題ですが、農政局は、振興局を廃止して総合調整をやるために、農政局に持っていくのだということを言われているようでございませぬけれども、これは農政局というのとはもととあつた。それが農林経済局というのになつて農林経済局が農政局のやつていた総合的な仕事をやつていたわけですね。したがって、振興局の一部を園芸局に持つていつて振興局が小さくなつたからそこへ総合のものを持つていつて農政局にする、こういうようなことなのですが、大体農林経済局というのは総合的な仕事をやつておつたのですからそれでさしつかえのないじゃないかと思ふのです。で、あ

なっている。これはいわゆる牧野関係あるいは山林の農業的利用、あるいは山村における背後地との関係、こういうようなものが、実は農業構造改善というのは選択的拡大の関、畜産、それにまあテンサイ糖も関与しようから、そういうものが選択的拡大という形の中で、これが主体にこの構造改善事業というものが考えられておる。こういう弊害が出ておる。これは後ほど地方農林局の機構の問題に発展してもこれが明瞭に出てくるのです。したがって、これらの総合行政というものが今までなかったために、一番むずかしい土地問題というものが解決しない、あるいは山村の沿岸漁業の構造的な改善というものがなされない。こういうことで沿岸漁村地帯と、それから山村というものが農政の中から置き忘られてきておる、これはもう実態だと思ふのです。今度の構造改善事業だとして、先ほどの基準がなかなかやかましいといったが、実際にその構造改善の最も必要な山村とか、山村の疲弊したところにはこの構造改善事業というものは行なわれない。一番農業の近代化し、やりやすいところに構造改善事業というものは行なわれておる。土地問題を解決しない、日本の農業の最大の欠点である零細農業、こういうものを解決するためには、何としても今後の畜産なり何なりを考えた場合に山林と切り離してそういうものにはあり得ないと思ふのです。これが農林省の行政の中で今日進まない非常に大きな問題として残されておる。それを解決する機構というものはこの中から見当たらないのです。いいかげんに官房で、官房の中でどういうふうなこ

とをやるか知らないけれども、これが総合化されていかない。そのまま欠点が欠点としてこの中に、この機構改革ではこれはなされていらないのです。だから私はこの点については、これは毎回の農林水産委員会でも問題になるのですが、この農地局関係、畜産関係、林野関係あるいは水産関係の連絡というものが、意見がまちまちで、どうしてもこの総合調整というものはできない。現実によつておらぬですよ。これはもう今後の構造改善事業を進める上においてたいへん問題なんです。これが何らこの中に考慮されておるようには私は受け取れないが、どうでしょう。これは大臣からひとつ答えてもらいたい。これは懸案の事項なんです。

○国務大臣(重政誠之君) 農業改善事業を実施をいたします際、計画を立てます際に、国有林の借用であるとか、借りるのです。あるいは国有林の払い下げというように必要が起る。こつて参りますれば、できるだけ私にそういうふうに行きたい、こう考えております。ただ国有林も、これは森林をして経営をするというのがその主眼でありまして、森林を経営するには適さない土地がたくさん国有林の中にはあります。でありますから、そういうものにつきましては、十分に地域の計画その他を考慮して、これは構造改善事業が進むように考えたい、こういうように私は思っているわけであり

すよ。民有林も含めて林業と農業、水産業と農業、畜産業、その他の果樹園芸を含めてやはり構造改善事業というものが総合的に考えられなければならない。ところが、今の構造改善事業は林野について幾らというの構造改善事業の対象になっておらないで、う。それから都市的要素を持つところの農村は、構造改善には対象にならない。したがって、これは林野は林野なりに山村振興とか、あるいは水産関係は水産関係で沿岸漁業振興とか、こういうことを別々にやっているのです。よ。そのことが国土の高度利用という点からいくと、行政的に穴がある。これを総合化するということが、農林省というその農林、水産、林業含めての総合的な行政の調整ということをやることが必要だ、ところが、それを官房がやるというのでなければ、官房の企画室というところでもやるのでしょけれども、この企画室というのはやることはつきりきまっています。そういう林野とか山村地帯とか沿岸とかそういうものを含めた総合的行政をやるといふ企図のもとにできておるのではない。そうではないと思ふのです。これは農業基本法に基づくグリーン・プランかグリーン・レポートか知りませんが、どちらかを担当することになっておる。それ以外の何ものでもない。したがって、今官房長が言われているように、官房において外局の問題は調整するのだと、こう言うけれども、そういう徹底的なものでは総合行政の実というものは発揮できない、こういうことを言っておるのです。それが一体どういう形でこの農政局の総合化されるかというこ

とを伺っているのです。

○国務大臣(重政誠之君) いろいろ御意見でございますが、山も海もそれからたばこもみんな総合的にやらなければならないという御意見もとてもであります。どうも中央で画一的に考えるとなかなか実態に合わない面が出て参りますから、地域的にこれを具体的にこの構造改善の計画は立ててもらい、そして地域的にこれは十分に指導もし、この計画の審査もしていきたい、こう考えて農地局を設置するわけであり参ります。中央におきましてはいろいろ御意見であります。私も今の分課でこれが百パーセントやれるとも考えておりません。それはなかなか人間のこしらえることでありますから、具体的問題でそれにはまらないような問題も起るこつておると思ふのであります。そこで私がひそかに考えておりますことは、この構造改善の事業というものは農業基盤を整備する問題でありまして、非常に大切な問題でありますから、私は農林省内にこの構造改善事業を推進するために特別な機関を設けたい、これは何もこういう法律によらずに、これは何となく関係部局のものを集めて、特に私はそういうものを組織してこれを推進して参りたい、こういうふうな考えであります。

○北村暢君 大臣がかわるといふとそういうものは熱心な大臣はそれはやるものではない。だからやはり役人というものは一つの機構を持てないといふと仕事やらぬのです。これは。したがって、先ほど言っているように、構造改善事業をやるといふのだけれども、構造改善事業の中で先ほど言った自立経営なりあるいは協業化という問題のこれを作っていくかきやならぬ、主産地だけではだめだ、ほんとうに農家の経営が構造改善にならないといふことの問題が、これはもうだれが何と言つたって日本の零細農業が直ちに国際農業に太刀打ちできるような所得の高い農業にいくだなんといふことは考えられないですよ。したがって、これはもう何としても私は土地問題に発展していかないといふと解決できない問題じゃないかと思ふのです。したがって、私は、むやみやたらにこの山林を開放せよとか言つておらない、そうではないにまだ、その山林において林業経営という形でほんとうに林業の経営が合理的になされていくところはあります。しかしながら、そうではないに、しかもその里山で——とんでもない山のつぺんではお話にならないが、やはり経済的に価値の高い里山であつて、しかも国民経済的に見て利用されていなくて、がたくさんあるのです。それは公有林にしても、私有林にしてもあるのです。したがって、そういう経済効果を高くして高度々に利用して、経営規模を拡大していくためには、やはり何か義務づけるような機構があつて、そうして必要ときには集まって相談すればいいじゃないか、こう言うのですけれども、これまでもうしてやってきました、それは官房企画室の中であつて調整を、畜産、林野、農地、そういうようなところが集まって協議してやってきましたけれども、その実はさっぱり上がない、これが実態じゃないですか。私はそうだと思つて見ている。それはやはり行政機構の中における

欠陥がある、責任を持ってそれを調整する人とか所がないというところの問題があるんじゃないか。林野庁は外局だから、水産庁は外局だからとお客さん扱いして論議がなされておるといことが現実の問題としてあるわけですね。それで行政効果というものは上からぬじやないかということをおっしゃるのです。

○国務大臣(重政誠之君) 北村さんの御意見を聞いてみると、農林大臣はなっておられないというお話に聞えるのでありますが、農林大臣がおる以上は、外局だろうと内局だろうと、これを統合してやることは責任を持ってやります。さらに私は、先ほど申しましたとおり、往年も食糧増産本部を設けたりあるいは自力更生本部を設けてこれを推進した前例もあることである。そういうようなこともひそかに私は考慮いたしておりますが、そういうことによつてたゞいまお話のような官房なりあるいは農政局における欠陥は補うことができると私は確信を持っております。これは御心配は要らないのです。

○北村暢君 それではこれはこれくらいにして、次にお伺いしますが、地方農林局の問題に入りたいと思います。地方農林局の組織を見ますと、これは旧農地事務局の所在地に統計調査部、その他新たに振興部とか、それから経済部というのが、それが主体だと思つて、それが、そういう組織図を見ますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、この地方農林局というものの考え方は、先ほど原則的な論議はしたのでありますが、私は、この地方農林局の作り方がいかにも場

当たりの感じがするのであります。

というところは、地方農林局として設けるところならば、七局設けられるようにございしますが、どうしても農地事務局という事業官庁、事業を主体にしたい、そして適当な所に、中央にいますか、それを管轄するものに都合のいい所に農地事務局というものができておる、たとえば営林局にしても、営林局という国有林というものを、事業を主体にして都合のいいようにやる、たとえば、高知の営林局というのは、四国において高知に営林局を置くというの、行政的な点から言えば、高知というのは、行政的な点から言えば、高知というのは、どうも工合が悪い。しかしながら、国有林の事業からいって、高知県には営林署が圧倒的に多い、そういうことでどういふふうになつておると思ふのです。したがって、まあ農地事務局もそういう意味で私は大体置かれておるのじゃないか、まあそう思うのです。したがって、地方農林局を置くとするならば、もつとやはりこの際本格的に地方行政のブロック的な中心地、こういう所に当然思い切つて置くべきではないか。非常に中途半端ではないか。たとへて言えば、中国四国に地方農林局というものができると、これは中国の行政の中心はだれが何と言つても広島だと思ふのです。また、中国と四国というものをひっくりかして、その地方農林局というのは、どうも将来は四国にできるであろうというものはだれも感ずるところなんです。地方農林局は行政単位でありますから、そういうことになれば私は農地事務局の所在地にその地方農林局を自動的に置くという行政の考え方というものはない。事業運営と行政とは違

のだから、やはり地方農林局というならそのような方向で置くべきではないか、こう思うのですが、しかもあの岡山の庁舎というのは農地事務局の庁舎は今新築するところなんです。ポロでどうにもしようがない、今地方農林局をきめればそこに鉄筋の庁舎が建つ、鉄筋のやつを建ててから広島に移すといつてもこれは移せない、実際問題として、そういうことで場当たり主義で地方農林局を作るんじゃないのか、とにけしからぬと思ふのですが、やはり大局的な見地から私は、地方農林局を置くなら置くようにしなければならぬと思ふのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(重政誠之君) これは、地方農林局の所在地の問題につきましても、いろいろ御議論もあらうかと思ふのでありますが、しかし、現在地方農地局が所在をいたしておりますので、これを中心に考えるほうが実効的である。こういうふうな考えから現在も農地事務局の存在するところに地方農林局を置くことにいたしましたのであります。根本の問題につきましても十分追つて考慮をいたすつもりであります。ただいま御指摘になりました四国に置くほうがいいのではないかと、お話をありますが、私も身も心もそういうような感じがしないでもないであります。それらはできるだけ早い機会にその実現をはかりたいと思ふのであります。

それから、今岡山の庁舎の話が出ましたが、これをおっしゃるとおりに今の庁舎は、ずいぶん年限が来ておりますから、早晩建てかえなければならぬ問題であらうと思つております。し

かし、そういうことを、その政策というふうなことを今の岡山に置くがいか、広島に置くがいか、きまつて後でないといけないと考えるのもどうかと思ふのであります。かりに鉄筋で岡山に作るならば、それがかりに広島に移すようなことがもしありたいとしたとしても、その建てた岡山庁舎というものは大いに他の方面に利用価値があるだらうと思ふのでありますから、どうも、一がいにおっしゃるとおりにもいいか、いいではないか。そういうことが基本となつてこの設置法案をお考えをいただかなくてはいいのじゃないかと考えます。

○北村暢君 その便宜主義的な考え方はならばそうなるかもしれないけれども、今度地方農林局という、そういう膨大なものができて、それが岡山に移るならいったらばたいへんなんです。ですから、あいたところ、それは確かに、黙つておるわけない、利用するにきまつておるわけないけれども、その便宜主義ではないか、これはたいしたことはないのです。まず置かないといふことを私は前提に考へておるのですから、置くだの置かないだのどつちでもいいのですけれども、それでお伺いしたいのは、先ほど米言われておりますこの地域性を持つて地域行政をやるために、地方農林局を持つのだ。こういうふうになつておりますが、一体この農林行政の大部分というものは、ここにも出ておりますように、補助金行政だと言われるぐらい補助金が非常に多いわけでありまして、農林関係には、それで一体この地方農林局ができた場合に補助金の流れる形と

いうものは一体どうなるのか、末端のほうまで行くのに補助金がどういふうな形で流れていくのか。そうしてまた、予算の編成というものは、大臣のほうからいえば、何か農民なり末端の意見が非常に反映したような形で予算でも組まれるような話のようですが、一体これはどういふふうな形になるのか、これをひとつ御説明願いたい。

○国務大臣(重政誠之君) 地方農林局には、農林大臣の法律上並びに予算上の権限を大幅に移管するつもりであります。予算について申しますれば、ほとんど七割以上の予算の執行を地方農林局長に委譲することになると思ふのであります。ただ、予算の編成は、これはあくまでも本省においていたすつもりであります。その予算を編成いたします際に、地方農林局長の意見は十分に聴取をして予算の編成は本省においていたす、こういう考えであります。

○北村暢君 予算の執行について七割以上地方農林局に委譲するということがありますが、そうしますと、農林本省並びに水産、林野、食糧——まあ食糧関係はあまり末端に補助金はないやうですが、とにかくそういうものは地方農林局を通じて、そうして地方庁、市町村、こういう形で流れていきま

しては、これはもちろん国でやりまして、地方農林局で配分をするということはないわけでありまして。そこで、たとえば土地改良事業につきまして、国営のほかに県営あるいは団体営があるわけでございますが、県営の場合におきましては、中央が配分をいたすというのとは、相当大きな事業でございますし、また、県単位ぐらゐの事業でございますから、これは国が配分をする。しかしながら、団体営以下の事業になりますと、これは農林省が直接配分をするのではなくて、個々の地方農林局が配分するというように考えております。また、同じような公共事業費で、たとえば漁港がございまして、漁港には御承知のように、一種から四種までございまして、二種以下の漁港につきましては、地方農林局が配分をいたしますが、大きな三種とか、あるいは離島とか、そういう漁港につきましては、農林省が直接配分をするというようにいたしております。個々の小さな補助金につきましては、今大臣から答弁がありましたように、七〇〇以上の予算の配分を地方農林局が行なうということにいたしております。

とのようですが、これは林野庁関係はみな同じですか。
○政府委員(林田悠紀夫君) 同じでございます。

○北村暢君 そうしますと、地方農林局の組織を見ますと、農地事務局が主体にできているのですからやむを得ないとして、これは建設部は直営事業をやっている。ところが、構造改善課というのは、技術課、資源課、入植営農課、管理課、農地課、こういうようにあつて、これは農地行政をお互いにやっているわけですね。団体営その他の県営も含めて、事業でなしに行政面としてやっています。これに構造改善課というのが構造改善部につくつていっているわけですが、この構造改善部というのは、どうも構造改善等の構造改善課だけは話がわかるようだけれども、あとの五つの課というものは、従来の農地の管理課のやっていた仕事である。したがって、これは管理課のようなものだ、ところが、その隣の振興課は漁港課、水産課、林務課、畜産課、農務課となつていて、ここで林野関係、水産関係、すべての補助金がこの通つていくと、こういうことになるのだらうと思うのです。そうすると、これは当然林野庁という外局であるという機構を持つていて、造林、治山、林道、それ以下のほかの補助金がずいぶんたくさん林野関係にもある。水産関係も同様にある。そういうものがたつた一課を通じて出ていく、こういうことになると思うのです。そうすると、この地方農林局の機構の中において、農地局関係の機構と、林野、水産、畜産という、これは蚕糸がないから、蚕糸はおそらく農務課でやるのでしよう。そうす

るといふと、この外局である林野とか、なにかいふものは、これは当然振興部だなどという形でなしに、林務部というものを将来要求してくる可能性というものは多分にある。水産においては、さういふことになるのじゃないかと思ふのです。と同時に、現在の一体地方農林局の人員はどのくらいになるのですか。これは林務課に一人何人くらい配置になるか、水産課には何人くらい、畜産課には何人くらい、この配置になるのですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 今回地方農林局の各課の人員として考えておりますのは、大体十二、三人程度でございます。

○北村暢君 十二、三人程度というのだけれども、これはこの人員がどういうふうに移動するかを後ほど資料を出していただきたいと思ふのですけれども、林務課へ魚屋さんが行つても話にならないですね、それから畜産課には畜産の関係者が行かなければならぬ、これはあたりまえなことなんです。ところが、十二、三人行くというのだけれども、十二、三人じゃ、林野本庁あたりからこの地方農林局一局について十二、三人ずつ行くかという

と、行く人員なんかいまいましい。これは七局そろえば七十名から八十名になる、そういう膨大な者が今の林野庁の中から行くとは考えられない。これはおそらく県とかから来るか知らないけれども、そういうことになる、ならざるを得ない、人員の移動ということ、さういふことはできない。畜産においては、この林務課というもので、畜産課というもののうちにおいて、大体畜

産なり林務なりわかつている者は一人か、二人しかいないのです。おそらく課長か課長補佐くらいしかわからなない。あとは小間使のような人しか集まらない。それでなければ農地事務局のほうの人が回つてくるとかいうようなことにこの形からいけばならざるを得ない。そうすると、予算の執行七割を実施しようというのにとつては、これは全くたよりないいかげんなものになつてしまふ、おそらくこれは地方庁と本省との間の連絡役すらできないのじゃないか、こういうふうにはか考えられませんか。したがって、これは大臣の言われておるような、末端の意見をよく聞いておるような地域行政をやるような形になつておらない。なつてい

も、通常の農業県におきましては、農林部あるいは農地部というふうな農林関係の部局が二部あるのが多いでございます。一部の場合におきましては、農林部の関係の課は六ないし七課ぐらゐに分かれておるわけでございます。まあ一課平均三十人といつたしましても、二百人前後の職員がおるわけでございます。さらに、出先がございしますから、地方事務所なり耕地事務所なり、そういうところの職員を加えますと、もっと大きいあれになると思ひます。

○北村暢君 これは水産、林業も一緒のところもある。農林部と言つてところもあるでしょうし、水産は別になつているところもあるでしょう。いろいろだと思ふんです。今、自治省から言つたように、地方自治体は農林部という膨大な機構を持つて、これまた指導行政、末端行政をやつておるわけですね。それなのに、予算の執行面で七割を持つていものが一課十二名平均というのだけれども、おそらく使える人間というのとはあから人事を発令するわけですから、大臣が。この林務課なら林務課にだれが行くかということとを発令するのは、そのときに専門家が水産課、畜産課にだれだけ行くかというところ、そういうような問題で、私は、発足しても、今言つた地方自治体の農林部というところにまだまだこれは膨大な機構を持つて、しかも優秀な組織を持つてやつているところがあるんです。それから、こういうお粗末な地方農林局が出て、予算執行をいたします、事業の監督指導をいたしますなんて、これはもう全然できませんよ、私から言わせれば、これはもう地方庁から押

○北村暢君 十二、三人程度というのだけれども、これはこの人員がどういうふうに移動するかを後ほど資料を出していただきたいと思ふのですけれども、林務課へ魚屋さんが行つても話にならないですね、それから畜産課には畜産の関係者が行かなければならぬ、これはあたりまえなことなんです。ところが、十二、三人行くというのだけれども、十二、三人じゃ、林野本庁あたりからこの地方農林局一局について十二、三人ずつ行くかという

と、行く人員なんかいまいましい。これは七局そろえば七十名から八十名になる、そういう膨大な者が今の林野庁の中から行くとは考えられない。これはおそらく県とかから来るか知らないけれども、そういうことになる、ならざるを得ない、人員の移動ということ、さういふことはできない。畜産においては、この林務課というもので、畜産課というもののうちにおいて、大体畜

産なり林務なりわかつている者は一人か、二人しかいないのです。おそらく課長か課長補佐くらいしかわからなない。あとは小間使のような人しか集まらない。それでなければ農地事務局のほうの人が回つてくるとかいうようなことにこの形からいけばならざるを得ない。そうすると、予算の執行七割を実施しようというのにとつては、これは全くたよりないいかげんなものになつてしまふ、おそらくこれは地方庁と本省との間の連絡役すらできないのじゃないか、こういうふうにはか考えられませんか。したがって、これは大臣の言われておるような、末端の意見をよく聞いておるような地域行政をやるような形になつておらない。なつてい

も、通常の農業県におきましては、農林部あるいは農地部というふうな農林関係の部局が二部あるのが多いでございます。一部の場合におきましては、農林部の関係の課は六ないし七課ぐらゐに分かれておるわけでございます。まあ一課平均三十人といつたしましても、二百人前後の職員がおるわけでございます。さらに、出先がございしますから、地方事務所なり耕地事務所なり、そういうところの職員を加えますと、もっと大きいあれになると思ひます。

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

○北村暢君 そうしますと、農地局関係の土地改良事業、団体営その他について例をあげて言われておりますが、いただいた資料の補助金の名前が各局十ないし二十、三十近く、四十二ぐらゐあるところもあるし、いろいろあるんですね。これのうち、今のお話だといふと、県単位の県行事業、こういうものは農林本省もしくは林野庁、水産庁から行く。それ以下のところは地方農林局に移管してしまふ、こういうこ

しつぷされてしまうというのが関の山だ。そうでなければ、先ほど言った権力行政で、農林本省というものをかさに着て素通りの能力がまずない、行政的なことしかやる能力がまずない、こう見ていいと思う。したがって、私は、地方農林局を置いてほんとに地域農政としてやるという腹があるならば、今の人員のままでやるのか、なにかとこのことはこれはナンセンスですよ。それでなければ、農林本省から半分以上もこの地方農林局に出かけて行くことならまだわからないうわけでもない。しかしながら、そういうことは現実の問題としてできませんよ、これは。ですから、私は、この地方農林局というものは有名無実である、こういうふうな思いをします。しかし、これはまあ最初だからやむを得ないんだ、だんだん強化していくんだというふうに言われるかもしれないけれども、そうすれば、この地方農林局というものは当然ふくれ上がっていくし、また、地方庁を指導監督するということになれば、これは膨大な機構になる。それを覚悟しておかつ地域農政をやるという腹が農林大臣におありになるならば、私はあえて反対いたしません。賛成いたします。しかし、これを置いたために名目的であってトンネル行政で二重行政で、置かないより害が多いということだつたら、これはこの際置くべきじゃないと思ふ。どうでございますか、大臣。

能でもないんです。それから、本省からは地方へ派遣せずにこのままでやろうとも考えておられない。必要な人員は、本省には有能な人材がうんとおは、本省には有能な人材がうんとおは、このいう者を大いに活用して地域農政の実を上げようという腹はおはるんです。あなたのおっしゃるようにはほんののじやま者になって押しつぶされたり、そういう貧弱なもので断じてないです、これは。

○北村暢君 それじゃ、明らかにこの人員にどういふ課からどういふ人が行くかというところを出して下さい。そうでなければ論議にならぬですよ。大臣がそういう大それたことを言うのだつたら、出して下さい。千何百名は、それは農地事務局があるんですから、人員はおおし、統計の人間はおおし、これはおもしろい。農地関係の人間は、漁港なり畜産なり農務なりこれだけの人間がどこにどれだけの人間がどれだけの有能な人間が配置されるか、出して下さい。論議にならない、それじゃ。

○農務大臣(重政誠之君) どうもまだこれがどうなるやらわからないものを、人事をどうやら動かすということをここで私に言えと言われても、それは相当無理な御注文じやございせんかね。

○北村暢君 無理じゃないですよ。何が無理ですか。あなたのところにちゃんとあるんですよ。何局から何名地方農林局へ派遣する、三名、五名、三名、五名とちゃんとある。それを出して下さい。それで検討しましょう。

○政府委員(林田悠紀夫君) 私から御説明申し上げます。七農林局で合計で八千三百三十八人になるわけでございますが、農地事務局から吸収します者が六千二百三十三人、統計調査事務所から吸収する者が七百八十九人、漁業調整事務局及び事務所が三十五人、本省から振りかえる者が百三十二人、増員が百四十九人、合計いたしまして八千三百三十八人でございます。

○北村暢君 八千三百三十八人のうち、八千名近い者は、農地事務局と統計事務所における人なんです。そういう人が行つたから、新たにできる漁港課、水産課、林務課、畜産課、農務課、協同組合課、経済課、調整課、農地課、今言った人員の中から今までの人間、統計の人間、こういう者を引いて、統計の人間、こういう者を引いて、農地行政、統計以外の畜産、水産、林務関係をやっているというのでしよう。それで、やっていると自信があるのか、それと、一体、大臣が大みえ切つて、そういうような貧弱なものじゃないと、そういう大いばりすることが、これのできるのですか。できませんよ、これは。

○農務大臣(重政誠之君) 大丈夫です。必ず……。ただ人数が多いばかりが能ではないんで、優秀な人材をあげます。

○北村暢君 これは地方農林局で、まあこれだけいけば何県か管轄するんですよ、これは。多い所では十県以上も管轄するんですよ。一県に一人の担当者置いて、これはたいへんな業務なんです。この地方農林局の林務なら林務の中に、まあ二県なり三県なり一人で持つとしても、そういう専門家がず

らりそろえておけるような形には、どんなに力んだって、ないですよ。それじゃ、私はここにあなたたちの出した試案の試案みたいなものがあるのですけれどもね。あるでしょう、ここにその中から、だれがどういふことがわかっていふのかね。こういうものがなければ定員なんというものは出てこないですよ。こういうものを積み重ねて八千何百何名というものが出てくるじゃないですか。ただのみに八千何百何名というものが出てくるものじゃないですよ。八千何百何名というものは、本省の各局からどういふ人が行く、どういふ課から、どの課から二名と三名、七名、幾らというふうにならんとこれは出てくるんですよ。各局のね、それを合わせても、本省から行く者で各局に七名以上なければ一名ずつにならないのですからね。十二名配置になるというけれども、大体一課について十二名配置になるというけれども、これは本省からいく者は、おそらくこのうちで一名か、二名しかないんですよ。これは一名も行かないところの地方農林局も出てくる。今の案でいけばそういうふうな形になってきますよ。だから、そういうものをほつきりーあなたたちとはいは言わせない。そういうものがなければ、この八千三百三十八名というものは出てこないのだから、はつきりしてありますよ。ここに私は資料を持っています。その資料に基づいて、あなたの方の八千三百三十八名をやってもらうについて、私は質問をしているのです。この数字を見て言っている。これは、一々言うわけにはいかなから言わないだけな

んです。それじゃ、林野本庁から地方農林局にいく者は何名ですか、具体的に。

○政府委員(林田悠紀夫君) 私、先ほど一課当たり平均して十二、三人というように申し上げたのであります。これは農地事務局から六千二百三十三人というふうになっておりますが、その中で直接事業を担当して農地事業所におけるような者が大体四千四百人くらいおられるわけでございます。それから統計事務所におられるという方が千九百九十一人くらいあるわけでありまして、そういうふうな現業に携わっている者を除きまして、それを各局別に、平均的に各課に割り振りますと、十二、三人というふうになるわけでございます。もちろん各農林局によりまして、大きいところもあり、小さいところもある、また、林務課になりまして、国有林野関係は、すべて営林局が取り扱うということになっておりますので、そういうことで各課の実際の定員をどうするかということにつきましては、その局に応じまして、考えていきたいというふうなことでございます。

○北村暢君 たとえば聞いているのですよ、林野本庁から今度地方農林局へ行く予定の人は何人おられますか、と聞いている。

○政府委員(林田悠紀夫君) 林野本庁から定員の振りかえとしては実はないわけでございます。

○北村暢君 ないでしよう、林務課に、今言ったとおり、林野本庁から一人も行かないですよ、これは。定員の関係では、一人も行かないんですよ。大臣おっしゃられるけれども、一人も

第一節 内閣委員会会議録第十一号 昭和三十三年九月二日【参議院】

行かないのに、これは人事配置がえしたりなんだからやるかどうか知りませんけれども、今のところ、地方農林局に、林野本庁から直接行くのはないんですよ、定員の関係からいって。それで林野の予算を一体どうするかという事です。自信持ってやりますからなんて、とんでもない。おやじか雷か、そういう地震か何か知らないけれども、とても普通の人間の自信じゃないのかね、とてもそれは、神様でない限りでやせんですよ、これは。そういう実態ですよ。林野本庁から一人も行かないのに、林務課にどうやって配置するんですか、しろうとがここに来ても、それはしょうがない。そんなことで直ちに予算執行なり人事管理なんかできるんですか。大臣はいいかげんなことを言うから腹立つのですよ。

○国務大臣(重政誠之君) 今事務当局から申しましたのは、一応の予定だろうと思うのです。この執行は、私は責任を持っていたします。林野本庁から出るほうが適当であれば、いたします。それはもう御心配なくひとつ、ただきたいと思ひます。

○北村暢君 全くこの大臣は自信過剰で、何言ってもこれはもう話にならぬのだけれどもね、全くあきれかえったものですよこれは。

そこで次にお伺いしますがね、まあそういうことから、私は最初に申し上げましたように、これはもうすでに九州の農林局の建設部には、鉱害復旧課というものを置く。それから中国四国と九州の農林局には水産部を設けるということをはつきり言っているんですよ、ここに資料に何か書いてある。したがって、これはもう九州に

は水産部ができるわけです。したがって、これは近い将来、各局に林務部を置くんだというようなことは、必ず出てくるのですよ。また、それだけのことをやらないという、この地方農林局というものは運営ができないのです、これは。私はそう思う。そういうふうな——現在ではこれが発足するけれども、今後これを強化して、ほんとうに指導行政をやる地方農林局にしていくなのか、どうなのか。おそらくそういうふうにならざるを得ないのじゃないかと思う。そういうことが考えられるとするならば、今の段階で、これは私はこの人員で発足するでしょう。しかしながら、将来は、たとえば畜産、林務については、部というものを置くことなどは考えておらない、こういうことなんでしょうか、どうですか、実情に依じて林務だの畜産だのは置くというのですか、どうですか。

○国務大臣(重政誠之君) 現在は考えておりません。現在は考えておりませんが、これをやってみまして、御意見のように林務課を強化しなければならぬということがあれば、本省から私は人を出したらよろう。大体率直に申しまして、役人の数は多過ぎる、私の経験によれば、でありますから、そういうものを活用する意味においても、有能な人材に大いに働いてもらう意味においても、これは地方に配置がえをするという事は、私はほんとうに国民も要望し、また、国も要望しておる。でありますから、決して数が多ければ、それで能率が上がるとも思いませんが、有能な人材が出るとも思いますが、必要である。で、これはたくさんに

本省には有能な人材おりますから、これはもう皆さん方の御鞭撻によりまして、十分に考えて、所期の成果が上がるように努力いたしたいと考えます。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村山道雄君) では速記をつけて。

暫時休憩いたします。

午後六時四十九分休憩

午後七時三十五分開会

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。本法案を閉会中に継続して審査することとし、本院規則第五十三条により、議長に対し継続審査要求書を提出することとしたものと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村山道雄君) 御異議ないと認めます。

なお、要求書の作成等は、先例により委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十六分散会

昭和三十七年九月十四日印刷

昭和三十七年九月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局